

平成30年 第3回沼田町議会定例会 会議録

平成30年 9月13日(木)

午前10時00分 開会

1. 出席議員

議長	9番	渡邊敏昭	議員	1番	高田	勲	議員
	2番	津川	均	議員	3番	大沼恒雄	議員
	4番	小峯	聡	議員	5番	久保元宏	議員
	6番	長原	誠	議員	7番	鵜野範之	議員
	8番	杉本邦雄	議員	10番	橋場	守	議員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	金平嘉則	君	教育長	吉田憲司	君
監査委員	金子幸保	君	農業委員会	辻則行	君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	栗中一弘	君	総務財政課長	菅原秀史	君
政策推進室長	中野栄治	君	農業商工課長	横山茂	君
住民生活課長	嶋田英樹	君	建設課長	村中博隆	君
保健福祉課長	黒田美和	君	和風園園長	安念昌典	君
旭寿園園長	森田秀幸	君	会計管理者	篠原毅	君

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

次長 三浦剛 君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 浅野信行 君 書記 沼本次登 君

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件 名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	議長の諸般報告
	総務民教常任委員会所管事務調査報告（民俗資料の活用）
認定第1号	平成29年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定について
認定第2号	平成29年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定について
	町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告
	一般質問
議案第57号	北空知衛生センター組合規約について
議案第58号	平成30年度沼田町一般会計補正予算について
議案第59号	平成30年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について
議案第60号	平成30年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について
同意第2号	農業委員会委員の任命について
同意第3号	教育委員会委員の任命について
陳情第2号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書提出をもとめる陳情について
陳情第3号	臓器移植の環境整備を求める意見書提出をもとめる陳情について
	閉会中の所管事務調査の申し出について（総務民教常任委員会）
議案第61号	土地改良事業の実施について
議案第62号	平成30年度沼田町一般会計補正予算について
議案第63号	平成30年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について
意見案第2号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）について
意見案第3号	臓器移植の環境整備を求める意見書（案）について

(開 会 宣 言)

○議長（渡邊敏昭議長）これより定例会を開催致します。定例会を開催する前に一言申し上げます。本日の議会におきましては、まず、軽装のまま議案審議を行いますことを予め申し添えます。なお、先日の胆振の方の震災で41名の方が亡くなっております。皆様のご協力を得て、本日この場で黙とうを捧げたいと思いますので、ご協力の程、宜しくお願い致します。それでは、30秒間の黙とうを致します。黙とう始め。

（「黙とう終了願います」の声あり）

ありがとうございます。ご客席下さい。なお、電気事情があまり良くありませんので、この議場も消灯のまま、行いたいと思いますので、ご協力下さい。再度、ご通知致します。本日、議員並びに理事者、説明員におきましては、軽装のまま議案審議を行います。只今の出席議員数は10人です。定足数に達していますので、本日を以って招集されました平成30年第3回沼田町議会定例会を開会いたします。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番、長原議員、7番、鶴野議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告を願います。大沼委員長。

(議会運営委員会報告 大沼委員長登壇)

○委員長（大沼恒雄議員）おはようございます。平成30年第3回沼田町議会定例会の会期につきまして、議会運営委員会の審議結果を申し上げます。去る9月6日午後3時より議会運営委員と議長出席のもとに、議会運営委員会を開催致しました。議会事務局より今定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの諮問事項を受けたところでございます。

協議の結果、今定例会に提出される案件は、諸般報告1件、決算認定2件、行政報告2件、一般質問、町長に対して7人9件、町長と同じ内容で教育長、農業委員

会会長に対して2人2件でございます。更に規約の制定1件、平成30年度補正予算3件、人事案件2件、この外、議長に提出されました委員会報告1件、陳情3件の内2件、閉会中の所管事務調査の申入1件について上程すべきものとして意見の一致を見たところでございます。

以上、付議事件全般について審議しました結果、今定例会の会期としては、本日13日から14日までの2日間とすることで意見の一致をみております。

以上申し上げまして、議会運営委員会の報告とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）委員長の報告が終わりました。お諮り致します。本定例会の会期は委員長の報告のとおり本日から14日までの2日間に致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から14日までの2日間に決しました。

（諸 般 報 告）

○議長（渡邊敏昭議長）日程第3、議長の諸般報告については、前定例会以降の議会の動静、例月出納検査結果報告書、更に健全化判断比率報告書、資金不足比率報告書、及び監査報告、財政援助団体監査報告書等を提出致しましたのでご覧願います。

（総務民教常任委員会所管事務調査報告）

○議長（渡邊敏昭議長）日程第4、総務民教常任委員会所管事務調査報告を議題と致します。委員長の報告を求めます。久保委員長。

○委員長（久保元宏議員）おはようございます。調査報告を申し上げます。

〔以下、調査報告書を朗読〕

○議長（渡邊敏昭議長）委員長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します。本件は、委員長報告のとおり受理する事にご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり受理する事に決しました。

(平成29年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第5、認定第1号。平成29年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定についてを議題と致します。本件は、決算特別委員会で審査することに致したいので、簡潔に提案の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）認定第1号。平成29年度沼田町一般会計等歳入歳出決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成29年度沼田町一般会計等歳入歳出決算を別冊監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成30年9月13日提出、町長名であります。以上でございます。

○議長（渡邊敏昭議長）次に、監査委員からの決算審査報告を求めます。金子代表監査委員。

(金子幸保代表監査委員 登壇)

○代表監査委員（金子幸保委員）先般、鶴野監査委員と共に決算審査を終えたので、ここで、読み上げて報告とさせていただきます。平成29年度沼田町歳入歳出決算審査意見書。地方自治法第233条第2項の規定によって、平成29年度沼田町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は下記のとおりである。

[以下、議案意見書を朗読]

○議長（渡邊敏昭議長）監査委員の報告が終わりました。お諮り致します。只今議題となっています認定第1号は、議長、監査委員を除く、議員8名による決算特別委員会を設置してその審査を付託し、次期定例会まで閉会中の継続審査に致したいと思えます。更に本特別委員会に地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本件は決算特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与して、その審査を付託し、次期定例会までの閉会中の継続審査とすることに決しました。

(平成29年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第6、認定第2号。平成29年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを議題と致します。本件は決算特別委員会で審査することに致したいので、簡潔に提案の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（村中博隆課長）認定第2号。平成29年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算認定について。地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成29年度沼田町水道事業会計歳入歳出決算を別冊監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。平成30年9月13日提出、町長名でございます。以上です。

○議長（渡邊敏昭議長）次に監査委員の決算審査報告を求めます。金子代表監査委員。

（金子幸保代表監査委員 登壇）

○代表監査委員（金子幸保委員）平成29年度沼田町水道事業会計決算審査意見書。地方公営企業法第30条第2項の規定によって、平成29年度沼田町水道事業会計の決算並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は下記のとおりである。

[以下、議案意見書を朗読]

○議長（渡邊敏昭議長）監査委員の報告が終わりました。お諮り致します。只今議題となっています認定第2号は議長、監査委員を除く議員8名による決算特別委員会を設置してその審査を付託し、次期定例会まで閉会中の継続審査に致したいと思っております。更に本特別委員会に地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本件は決算特別委員会を設置し、これに地方自治法第98条第1項の規定による検閲、検査権を付与して、その審査を付託し、次期定例会までの閉会中の継続審査とすることに決しました。

（町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告）

○議長（渡邊敏昭議長）日程第7、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を議題と致します。始めに町長。

（金平町長 登壇）

○町長（金平嘉則町長）皆さんおはようございます。平成30年第3回定例会を招集申し上げましたところ、御多用に関わらず全議員の出席を賜りましたことにまずをもって御礼を申し上げます。その前に先の北海道胆振東部地震で被災された多くの皆様にお見舞いを申し上げると共に早期の災害復旧と生活再建が出来る様、祈るばかりでございます。そして、電力需要がひっ迫してる状況にある今日、沼田町挙げて節電の取り組みを、なお一層、努めなければなど、町民の皆様のご協力をこの場を借りて、お願い申し上げます。また、過日北海道より北海道胆振東部地震に関わる被災市町村への職員派遣要請がございました。明日14日より2日間、本町役場職員3名を安平町へ派遣する事と致しました。被災地の役場行政事務に少しでも役に立てればと思っております。また、北海道社会福祉協議会より現地のボランティアセンターへの職員派遣要請があり、沼田町社会福祉協議会より2名を17日から20日まで派遣する事として報告を受けているところでございます。それでは、一般行政報告を申し上げます。

（以下、町政執行方針を朗読）

○議長（渡邊敏昭議長）次に教育長。

（吉田教育長 登壇）

○教育長（吉田憲司教育長）続きまして、教育行政報告を行います。

（以下、教育行政執行方針を朗読）

○議長（渡邊敏昭議長）以上で、町長の一般行政報告並びに教育長の教育行政報告を終わります。ここで暫時休憩と致します。10時55分より、全員協議会を開きますので、議員の皆様方は議員控え室にお集まり下さい。なお、再開は午後1時と致します。

10時47分 休憩

13時00分 再開

（一般質問）

○議長（渡邊敏昭議長）それでは午後再開しますが、その前に御出席の傍聴者の方々に一言申し上げます。本日、議員並びに理事者、説明員におきましては、軽装のまま議案審議を行います事を予め申し添えます。傍聴の皆様方におかれましても、楽な姿勢で議会の傍聴をしていただければと議長よりお伝え致します。また、節電のために議場の電気を切っておりますので、少々暗いかと思いますけれども、よろしくお願い致します。それでは再開致します。日程第8、一般質問を行います。通告順に発言を許します。5番、久保議員。

○5番（久保元宏議員）5番、久保元宏でございます。9月5日の台風21号、翌日の地震、41時間にわたる停電、総務財政課長の記憶にも無いくらい大きな経験を我々させて頂きました。改めて町民のお互いの協力、そして役場の職員のルーティンの仕事の堅牢さ、この二つの組み合わせの大切さを、皆さん町民全員で共有した3日間ではなかったかなと私自身も思っております。つまり最大の防災は人づくりでありますし、町づくりが人づくりそのものではないかと、そういった観点から、町づくりは人づくりの質問をさせて頂きたいと思っております。質問項目としましては、町民所得の引き上げによって労働力の確保と、まさしく労働力というのは町民の人づくり町づくりということの考えであります。役場の方々の努力、その他ありまして沼田町の積年の願いであった企業誘致、今までも10年間、15年間、20年間連戦連敗ではございましたが、ようやく実ってくる。そんな報告を役場の皆さんから聞いた時に、我々議員としても何とかここまで頑張ってきたこと、そしてまた皆さんの今までのタフな戦いに頭が下がる思いでもありますし、また同時に、それに必要なことに関しては、議員としても一緒にサポートして、まさしく町づくりをしていかなければいけないなと思った視点からの質問を申し上げたいと思っております。つまり、今まで働く場所が無いということが最大のテーマでございました。と

ころが、この間、沼田町は過疎化や少子化によって、結果的に働く所が無いという悩みから、働く人がいないという悩みに大きく変わりました。更に、道立沼田高校も無くなりましたのでフレッシュな人材が1年の内に20人、30人と来るような体制も無くなりましたし、JR留萌線の不便などで通勤環境も決して良いとは言えません。その中でどのように、働く人がいないという問題を克服し、胸を張って企業誘致の方々に企業誘致を成功させるか、現在立地決定に向かっている企業誘致は何社、同じ同一会社でありまして工場が複数ある場合であれば何工場ありまして、そこで労働力は何人が必要とされているのか、そしてまた町長はその誘致企業に対して、どのように貴方の会社の労働力は、こうやって確保しますからと、そのような説明を町長自らが、もしくは担当職員がされているのか、人数の根拠で説明を頂きたいと思います。一つ目の質問がそれでございます。そして働く人がいないという課題に関しては、実は企業誘致の方だけではなくて、我々商工業者も含めて農家の方も共有しているところでございます。ここからは、農業委員会の辻会長にも耳を傾けて頂きたいところではございますが、田植え時期、農家にとっては特に人がいないという事は、もう数年前から言われております。当初は親戚のおじさん、お友達、その他を使って一緒に汗を流してきたところが、規模拡大の結果、まさしく規模拡大は農業委員会のご苦勞の結果だと思うのですが、それを担保する働く人がいないということが解消する必要が出てまいりました。そのためには労働力を求める沼田町内の企業や、ほたる館、農産加工場、ゴルフ場やもしくは季節的な除雪などの組み合わせによる経済の好循環を根拠にする沼田型ワーク・ショップも効果的ではないかなと、そんなような提案も議会の中では何度か議論させていただきましたし、事あるたびに意見書として町長、議長に提案もさせて頂いた次第でございます。そして沼田町第5次総合計画の61頁には、まさしく労働力に関して集中した頁がさかれておりまして、この中に町内企業や関係機関の連携による雇用機会の創出に努めますと書いてあります。その他、連携という言葉がキーワードになりながら労働力について語っている頁でございますが、ここでの連携とはワークシェアも含む施策なのか、また、この第5次計画における労働力の創出に関して、その実績をどう検証しているのか、町長は年間雇用に対してどのようなアイデアをお持ち事業化するのか、そこも伺いたいと思います。また、農業委員会の会長におかれましては、労働力不足により農地の流動化が鈍ると、遊休地も活かされないと、そうなれば本来の委員会の目的もどこかで体力の消滅が起きてしまうのではないかと、そのためにもやはり労働力の確保が必要ではないかと思っております。労働力不足によって、いろいろな所で懸念が出ておりまして国の方でも、農林水産省も平成31年度予算に、農業の新しい働き方確立支援総合対策で254億4,600万円、この他にもITがらみのインターネットやGPS機能を確保する別の予算なども概算要

求しているところは報道のとおりでございます。また、外国人の労働者の受け入れも既に、沼田町の商工業者を中心に数社がベトナム人を雇用しています。今月になって更に、雇用枠を増やした企業もあります。これも、国の制度、その他がなければ進められないような事業でございます。このように町の課題を国の政策に合致させるチャンスがまさしく、今まさに我々の沼田町にもアドバンテージとしてあるのではないかと考えております。そのことについて、ご説明を頂きたいと思っております。そして、最後に、沼田町の町民所得を職業別に把握されているのでしょうか。農業者の所得はここ数年、8年間の豊作により、所得が上がってきているのではないかなという判断を我々は実感しております。例えば豊作、お米の単価の上昇、麦やソバの補てん金に対する農家のインセンティブの増加、その他が総体的に、それ以外の職業の方、例えば商業者や勤め人の方の所得が減っているような印象がどこかで、沼田町の中でムードであるのではないかと、効果的な政策や事業を、職業別所得によって、きめ細やかに行う事をされているのか、そのことについて伺いたいと思っております。具体的に例えば、A企業に100万円とか200万円とか、社員Bに100万円、200万円、そのような補てんではなくても、例えば商業施設への設備投資や住宅や子育て環境の充実による若者世代の定着を促す所得サポートなどを行うことによって、総体的に他の町よりも実感所得が引きあがる。実感所得というのは私の言葉で、造語でございますが、実感所得が上がるような、そんな町づくりをすることがまさしく町民所得の引き上げによって、労働力の確保が出来るというような町づくりではないかと考えますが、そこについてご意見を頂きたいと思っております。以上、労働力の確保には沼田町が他の町よりも町民所得が高いことが効果的だと思います。その点に関して、町長、農業委員会会長の説明を頂戴したいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、まず町長。

○町長（金平嘉則町長）ご苦労様でございます。お答えさせて頂きたいと思っております。まず、企業さんでございますけれども、今誘致を名乗り出て、まだ工場なり、研究センターというかテストセンターを作っていないところ、作る予定の所が2社で3工場でございます。それぞれ今準備をして、どういうふうにやろうかということで、検討しているところでございまして、まだここで何人雇用するかということは、大きなことはまだ詳細は決まっておきませんので、ここでは何とも言えませんが、私どもとしては、それが正式に概要が決まった段階で、これは2020年度以降の建設着手予定でございますから、そういった段階で、具体的なことが決まれば、私どもとしては、その雇用のいろんな相談は受けて、対応できればと考えておりますけれども、現段階で私どもが議員がおっしゃるような、何人確保するとか、そういったことの話は、私どもはしておりません。ただ、将来的に行政報告にも書いてありますけれども、将来的にそういった雇用を確保するには、中高校生を含めてや

はり、沼田町の企業の状況などもきちっと説明して、将来の参考にして頂きたいということで、今年度、仕事みらい応援プロジェクトという事業を展開しております。その概要については行政報告に書いてあるとおりでございます。そういった事をして、企業説明会、インターンシップ等をして、そしてまた、将来の企業への就業というか、そういうことに繋がっていけば良いかなと今考えているところがございます。それが1点目です。沼田型ワークシェアという、私もこんな言葉は、見たの初めてでございます。総合計画には、この言葉は載ってませんから、(久保:「議会の意見書に書いてあります。」)ですから、このワークシェアという考え方そのものがですね、沼田に馴染むのかなという、この雇用を均等して賃金格差や、いろいろなものをなくして平準化していくという考え方ですから、これが沼田町でこの制度が馴染むかどうかは、ちょっと疑問があるかなというふうに思っていますし、この総合計画には、この沼田型ワークシェアを想定しているものではないと私は、今の段階ではそう考えております。で、その次の労働力不足に関しては、農業に関しては委員長が答えるかと思えますけども、この外国人労働者についても、企業さんから始まって、去年の暮れ私どもとしても、この外国人労働者に関するいろいろと話がございましたので、昨年末だったと思えますけども、農業のいろんな団体なり法人の方に集まって頂いて、今後どうだろうというような話をさせて頂きました。まあ、農家も法人も含めてですね、あまり慎重というか、年間雇用をどうするかという問題も、いろいろとクリアしなければならない問題もありますから、その辺で慎重な、中には考えている企業さんもありましたけれども、まだちょっとまだ時期尚早なのかなという印象を受けましたけれども、私どもとしても、そういった時がくれば、いろんなチャンネルを広げて、こういったことも可能かと、その間に、去年の暮れから今年の間まで年数の拡大とか、雇用の職種の変化というか、これは国の政策で変わってきていますから、今後全道的にも組合、農協法人が、組合が中心となって受け入れている農協も最近出てきましたから、この近辺のそういったことでありますから、その辺も今後どうしてもですね、今町内企業さんが受け入れているような形も含めてですね、これはまた今後、国の政策もそっちの方向に行くであろうと予想されますので、これらについてもまた、農家の皆さんなり、農業団体とですね、きちっと連携を取って取り組んでいく価値があるのかなというふうに私も考えています。そして農業所得に関しては職業別に、細かい所までは把握はしていませんけども、特に農業所得については、ここずっと特に上がってきていますから、そういった意味では、確かに上がっているかと思えますけども、細かな商業者とか、従業員もいますから、その辺がどうなっているか細かいところまではちょっと把握している状況ではございません。そして、この何年間ですね、やはりいろんな事で、政策なりまた、沼田町の各事業者もですが、きちっとその辺は一生懸命、雇用した

りですとか、そしてまた経済活動をやっているお蔭でございまして、確か議員は実感所得とありますけども、我々もいろんな政策の中で、いろいろな補助を出して、やっていることは議員さんもお存知だと思いますし、多少それによって効果が上がっているかもしれません。例えば、移住定住の応援のいろんな施策もそうですが、そんなことも含めて上がっているかもしれませんけども、ただ本当に議員もおっしゃるようにですね、この町民所得というか、これは大きな、いろんな町を計るバロメーターとしては確かに重要なものだと私も認識しております。最近私もいろいろと見ましたら、沼田町の所得の推移というのが、これ議員さんに差し上げますけども、確かにこの赤の線画がですね、課税所得で例えば平成29年が37億5,900万。例えば、平成22年で35億6,387万3千円というふうに、所得もここずっと38億、37億の課税所得がございまして、で、下にあるのが、これが平成29年で282万6千円。これが、課税所得の対象者の総額を納税者で割った数字。平均所得といいます。これが平成29年度で280万で、ちなみに平成22年は250万なんです。で、この間どう変化したかといいますと、平成22年、2011年ですね、これは北海道で、まあ日本全国の中でちょっと比較させて頂くと、全国1741市町村がありますが、沼田町は1231位なんです。250万で。まあ、北海道の中では144位なんです。で、これがですね2017年は全国の中で、1741市町村の中で、なんと沼田町が726位に上がっています。そして尚且つ、北海道の中でも平成10年は144位だったのが、89位と上がっています。そして尚且つ空知管内では沼田町が24市町村の中で1番です。これくらい今、表を渡しましたけども農業所得も上がっている、いろんな政策もあって町内の皆様も頑張っている関係で、平均所得についても、この7年間で30万円くらい上がっています。ということで、まさに議員さんが最後に書いてあるとおりにですね、こういうことは今後、労働力を確保するというか、沼田町がいろんな事がやはり今、要因してこういう結果になっているのではないかなと思いますけども、ですから、ますます町民所得を上げることが一つの大きな、今後の町づくりの大切な事かなと私どもも認識しているところでございます。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、農業関係のところ、農業委員会の会長さんに如何ですか。

○農業委員長（辻則行会長）久保議員の質問の前にですね、私の立場からも21号台風並びに北海道胆振東部における震災に亡くなられた方、更には被害にあわれた方に、それぞれ大変な思いをされていることとお見舞いやらお悔やみを申し上げさせて頂きたいと思っております。また、最大震度7ということで、熊本地震に次ぐ、全国で6例目ということで、私ども農業の方でも甚大な被害があつて、特に酪農業につきましては停電とか物流の停止、いろいろな状況の中で絞った牛乳も出荷できな

いということもありましたり、牛1頭当たりで1日100Lの水が必要だということで、それら機材的な洗浄等も含めた中で非常に乳房炎にかかる牛などもあり、あるいは、死亡する牛が増えているということで、北海道農業の中で牛乳生産を半分占めている酪農家には非常な影響がございましたし、また北海道の農業の生産額というのが1兆2,000億ということで、全国の13%を占める国内最大の食糧基地であります。この北海道に、電気・水道・燃料あるいは通信、物流等が寸断されると、消費者の皆さん方の食卓における食糧の安全保障にも影響するというので、今後においても各組織を通じたり、町あるいは、北海道、国の中で、どのようにその対策を練るかということが重要になってまいりますので、議員さんを通じたり、いろいろな組織の中で今後とも、それらの災害構築を私の立場からもお願いを申し上げたいということをご冒頭述べさせて頂きたいと思っております。次に、久保議員の質問の中にもありましたように、議員ご指摘のとおり、非常のこの春先の労働力というのは、ひっ迫している状況であります。とりわけ田植えの時期には、旭川等の派遣会社の方に委託をするんですけども、旭川の東川町の田植えが終わらないと、なかなか沼田にも来てくれないということで5月の20日くらいにはもう田植えの準備が出来ているんですけども、25日まで人夫が来ないというふうな状況も聞いておりますし、人材派遣の一人当たり1日2万円も拠出もしなければならないということで、それらを鑑みますと、子人日の段階でも非常に経費が高騰するという現状であります。また、今年3月にですね、農業委員会と指導農業士会、沼田町法人会の3者25名で、今後の沼田町農業をどう考えるかということの中にも、特に更新の方もですね労働力には非常に困っているという状況でございます。このことを持ってJA北いぶきの方に確認をさせて頂いたんですけども、一応今後においては府県との労働力のリレー化という事で、いわゆる北いぶきの方では、栃木県のJAの経済連と連携をして、その労働力のリレー方式で、こちらの地域にも来てもらうということで、その対応を考えているという事でございました。当然、宿泊場所とか労働の条件などいろいろ整備する必要があるんですけども、今後JAとの対応の中で取組を行っていきたいという考え方が一つございます。更に農業の新しい働き方確立支援総合対策事業ということで、国の方でも打ち出された状況がございますので、その対策の整備、あるいは労働力が不足するんですね、久保議員が心配をされますように農地の流動化が進んでいかないんでないか、こういうことも懸念されるところでありますけども、本町におきましては、現在、耕作放棄地はゼロということでありまして、平成29年度の昨年ですね、農地の流動の部分につきましては、93.1%が認定農業者とか、あるいは担い手の方に農地が集積をされている現状だということで5月の転作確認等のアンケートによりまして、154の経営体のうち51戸、約33.1%がまだまだ規模拡大の意欲があるということで、それら

を踏まえて、これからの対応も検討すべきではないかという風に考えておりますし、現在のトラクターとか田植機とかコンバインとかの能力を鑑みますと、20丁位だとちょっと中途半端だと、思い切って10丁位のまとまった土地がほしいという意見もございましたし、今後におきましては、商工連携の6次産業化の取り組みの中で、冬場の作業等も鑑みながら労働力を確保し、時代の状況を的確に判断しながら持続可能で、希望の持てる農業、あるいは町づくりというものを考えながら、関係機関団体と連携をしながら対策を講じていきたいという風に考えております。以上でございます。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。久保議員。

○5番（久保元宏議員）それぞれ詳しくありがとうございます。最初の町長に対する質問なんですけど、労働力が不足していることはわかるけれど、まず人数の把握は今現在ではされていないと、全員協議会、議会の方の内部の説明を受けた時には、ある企業が20数名の人がまず必要だよという説明も伺いました。今現在、2社3工場ということなので、最低でもその人数よりも多いことになるのかなと思って伺っておりました。結果的には、この間出来たばかりのパンフレットも拝見させてもらいました。新しい企業が来るという事で、次の企業に手をかける為には、凄く前向きな資料を町としても作って頂きまして、その中にも既に次これから来る予定のタスマンさんのことも書いてありましたので、拝見させて頂きました。タスマンさんという具体名を出して訴えるからには、まずは聞き方を変えればこういうことなんですよね。タスマンは沼田町に何を求めているか。町長は、タスマンが沼田町に何を求めていると考えているのか。それが何だと考えていて、それをより正確に把握し、先回りで事業化できるかどうかという所が企業誘致の連鎖に繋がる、好循環につながるということだと思います。また、その事に付随して説明を頂きたいなと思います。その事が企業誘致の担保になると思います。2つ目の質問に対しても、町長の資料を頂きまして、ありがとうございます。これは現在、インターネットで見れますので、私も町長と同じニュースソースで国のデータで見させて頂きました。やはり、町の体力というのはこういう所にもありますし、他の町から沼田町に来る方とか、引っ越してくる方とか、移住定住の方とか、もしくは地域協力隊の人達は恐らく事前にインターネットでこういうの見てると思うんですよね。沼田町の職員は所得は大体280万なんだと、都会の300万450万よりは少ないけれど、そのかわりライフコストが低いから公営住宅の値段もこうだから、じゃ沼田町に行ってみようか。もしくは沼田町に企業を進出しようか。そういう根拠になると思います。ですからそこが、この機会に見て頂いたということは、有難い事なんですけど、そこを根拠にして、じゃ個々の数字を挙げるという事を政策で実現していくということが実は大事なんではないかと思っております。農業者の所得が上が

っているということも町長と私も共通の認識だということも確認できました。という事はやっぱり相対的に他の職種がどうなのかということなんですよね。例えば、沼田町の制度に合わせて、町民に合わせて貰うではなくて、町民が求めていることを制度で補うと、既にある制度に町民が合わせるのではなくて、町民がこれをしてほしいということに対して制度を補うことが小さい町ならではのことだと思うんですよね。例えば、融雪溝のあるところに引っ越ししてくる様に誘導するような補助金を例えば、50万出すことを考えれば、新しい所に店舗を作ろうと人に50万を具体的に出るような制度を創出するとそういったニーズに合わせた制度こそがいわゆる実感所得がプラスアルファになりますし、そこに対して、沼田町は可能性があるね、行ってみようかっていうようなことになると思うんです。そこに関してのことで、実は、町民所得を職別に云々というのは、町長が我々議会に紹介してくれた上士幌町にお前らちょっと行ってこいやということで、我々議員で勉強して行ったは良いが、大雨で大変だったんですが、そのまさしく町長がですね、上士幌の町長がまさしく町民所得の職業別を把握して分析することによって、きめ細やかな事業を展開されてます。おそらく町長も上士幌の町長と個人的にもチャンネルがあると思いますので、ある程度情報を町長の部下の部下と言ったら失礼ですが、室長さん達に調べて頂いて、それを沼田町に効果的に活かせる方向にして頂いたら良いんじゃないかなっていう提案も含めながら制度に対してのお考えを1つ伺いたいと思います。タスマンのことも含めてですね。そして、農業委員会の件なんです、まさしく会長とも、全く考えだとも思っております。府県との労働力のリレー、土地議連云々と言いましたけれど、そんな話を伺いますと、おそらく僕らの世代というのはお父さんおじいさん達が寒天工場に本州に行ったなということ思い出します。まさしく昔やっていたことをもう1回やる。冬場は優良企業の沼田土建に働きに行くとか、そして本州に働きに行くとか、それはまさしく沼田型ワークショップそのものではないかと思えます。ですからこれは決して町長、新しい発想でも馴染めない発想でもなくて、元々我々が生活の庶民の知恵としてやってきたことを具体化することだと思っております。そのことに関して、国の制度との合致ということ言えば、先程外国人の誘致に関して2017年で説明を申し上げたところ、まだまだ沼田町には時期尚早だなということで、でもその後、国の方で、契約年数の拡大とか、職種の拡大をすることによって、ようやく歩み寄ってくれたなっていうことは、実は結果論であって、町長がもし、時期尚早だと感じたら、なぜそれを国側に言わなかったのかと、そこは私はちょっと不安でございます。例えば、町民所得が推移上がっていて結果が出ている町だからこそ国に進言するような権利や説得力があると思います。ですから沼田町はここまで所得が上がったんでもう一声、外国人労働者がほしいので、職種の拡大、年数の拡大をしていただけないかと、それが

私の申し上げる国の政策に合致させるチャンスだということなんですよね。先般8月8日に私、鵜野範之議員のかばん持ちで国会に行きまして、そこで農水省の7人の官僚さん達と議論させてもらいました。8人か。8人の官僚のうち7人がそれぞれTPPその他で色々提案を持ってきまして、結果的に色んな議論も長時間させてもらいましたけれど、一番最後に私の方で申し上げたのは、今、地方と都会で労働力の奪い合いがダイナミックに行われていると。そのことに対して、農水省がある程度労働力の公平な分配を促すような政策をしなければ、いくらTPPや米の価格上昇の政策を行っても地方消滅になってしまいますよと、地元から崩れますよとそうならば、そのような議論をしますと、彼らも真剣な顔になりまして、その後農業新聞の記事なんですけど、27億円初めて労働力の予算が付きました。これは会長も新聞記事読んでいますけど、これは私や鵜野さんが直接言ったから変わったことではなくて、むしろ彼らは地元の議員が地元の農家の人がここまで考えているんだと、2017年の経済白書では人口減が労働力の不足になって国の体力に影響しているとなっていて今年の春に農水省が若手の農業経営者にアンケートを取ると労働力が少ないということの報告があった。それに眼して今回我々が行ったところ、なるほどやはり労働力不足なんだということで国は一気に変わってきていると思います。そこに関して、町長の方としても、是非、国の方に進言して頂きたいなと思います。農業委員会としてもその様な動きがあるのかなのか、その報告を頂きたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。町長。

○町長（金平嘉則町長）タスマンさんですけども、詳細はまだ今、検討中ですが、北海道に来たっていうんですね、今後の今、製造している製品を北海道でいかに展開して、北海道の各店舗に届けるかっていうコストの削減がまず第一でございますから、あともちろん土地が安かったこともそうですし、そういった戦略上の長野県の工場で作るやつを北海道の工場に持ってくることによって、北海道から北海道の大きなところに持っていけるということでございますから、それなりの戦略があることでございますし、もう一つ冷凍の関係に関しても北海道の豊富なこの辺の食材をですね、何とか大消費地に持っていきたいということがまず第一でございますから、そこら辺についても、我々今、色んな協力して連携をして、それが実現可能になるように今、鋭意協議しているところでございます。それとあの、町民が求めている事に制度を合わせるということでございます。例えば今、融雪溝のあるところに引っ越して来たら50万とか、我々がずっとやってきた移住定住の関係とか制度というのはここ7、8年続けている制度でございますから、そろそろ今、新しいステージに入るとすれば、またその中身をですね、あれは時限立法でやっておりますので、来年が切れるところであります。ですから、そういった意味で今、

議員さんから今、話ありましたけども、議員さんの方からまた新しい制度についての提案を頂いて、議員さんが町民の方から色々聞いていると思いますので、我々も聞いている中で、新しい制度の構築もする時期でこれが新しいステージに入れば、また移住定住も増えていくのかなという風に思いますので、その辺の論議は、また議員またそれから町民の皆さんと論議出来ればという風に思っています。それから、上士幌の件は、私も細かい分析についてはまだ、出来ておりませんが、国にもリーサスという内閣府でやっているあれもありますから、あれも使いづらくて今ちょっとなかなか動かないものですから、それらも活用しながらですね、この辺の問題もやっぱりきちっと分析をして、行きたいという風に、それだけの価値はあるかなという風に思っています。それから外国人の労働者に関してですけども、これやっぱり受け入れる側のきちとした語学研修とか、それから宿泊する場所とか、受け入れる方でのやっぱりその体制も整えなきゃならないと思いますので、それらについても、やっぱり農協とも農協以外の商工業者もありますから、先程の企業さんも多分今後絡んでくると思いますので、その辺をどうしたらいいのかということも含めましてですね、やっぱりあの、今一度新しい制度に成り変わってきていますので、それらを情報を周知、情報を取り入れてですね、そういった動きも出来れば、今後の介護分野も色々増えてきましたから、ですからその辺についても、議員とまた論議出来ればと思っております。以上です。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。社会長さんはいかがですか。

○農業委員会会長（辻則行会長）久保議員ご指摘のとおり、国の方でもですね、それぞれ農業に対する新しい支援総合対策事業も31年度に計画をして予算付けをされたところでありますので、充分詳細について確認をさせて頂きながら利用させていただけるものは十分対応していきたいと考え方でございますし、町長、今、言われたようにそれぞれそういう形で外国人なり、国内もそうでありますけども、人材は確保したとしても、とりわけ商業についても、農業についても、色んな分野でも、やはり技術力を、働く技術力を高めるという分野では、農業の場合は派遣等でも経験したことがあるんですけども、来てすぐ何をしたらいいんだろうという話になります。そして教えている間に時間は経っていきます。そういう事も考えますと、やはり、それらの受け入れる人材をいかに教育して初見で働けるようになるか、いう様な町の対策とも今後必要だと思いますし、とりわけ本町には、青年協力隊の方々がですね、活躍を頂いて、役場、商工会なり、農業の分野で、今のところ11名位活躍をいただいているんですけども、まずはそうした皆さん方がしっかりと働けるような教育あるいは研修を重ねてですね、そうしてまた、こうした事業に乗りながら、色々と初見で作業が出来るという風な地道でありますけども、それぞれ目標に向かっての活動が必要なるかという風に考えております。以上です。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。久保議員。

○5番（久保元宏議員）それぞれありがとうございます。タスマンの希望に関しては、なるほどそうだなと思いますけども、でも仰ってることを伺えば、実は代替が可能なんですよね。沼田町でなければ絶対いけないっていう様なことでもないので、そこがやはり沼田町が試されているところだと思います。納品先のデリバリの問題とか、土地が安いという問題。これは決して他の所がデリバリが難しい訳でも土地が安くない訳でもないと思います。辻会長が仰ってくれたことはまさしく人的資本の投資額っていうのは今回の2018年の夏に出たばかりの経済白書のテーマですんで、まさしく国はその受け入れの教育、入って来て働く方の教育、それが国の力じゃないかと、それが積極的にする事が生産性がプラスするんじゃないかと書いてありましたので、まさしく現場の考えと、国の考えが珍しくと言ったら失礼ですけど合致してきているんじゃないかと、そこで最後の質問になります。今日、金平町長と辻会長と色々やり取りをした中で、私の今回の町民所得の引き上げによって労働力の確保という問題提起に対して、沼田町はいずれの職場でもまず労働力はないということと、ただ、所得の引き上げに対しては具体的な政策がまだされていないということ、私は確認させてもらいました。それでは、その労働力の確保に対して、町民所得の向上に対して、それぞれの立場でどのようなお考えを持って今後政策化するようなお考えがあるのか、最後に整理して説明頂きたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。町長。

○町長（金平嘉則町長）この時間で整理は出来ませんので、とりあえずこの所得を上げることにしましてはですね、分析も含めてですね、どの分野の農業者、その年によりますけども、農業者以外の事についても、商工業者も含めてですね、自営業者とかも含めて、それをどうしたら良いかということをお共だけで出来るものではございませんので、これは商工業者とか色々な色々と関係機関と協議しながらですね、やっぱりタグを組んでやらないと私共の掛け声だけでは出来ませんので、その辺はきちっと論議をしてですね、所得につながるような新たな話も来るかもしれませんので、そういった関係者のですね、考え方も聞きながら、この所得の向上についても、また論議出来ればと思っております。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。辻会長。

○農業委員会会長（辻則行会長）久保議員ご指摘のとおりですね、やはり労働力の問題が所得に直結をするということでもありますし、農業においては今、いわゆるICT農業とか、スマート農業っていう風なことで、非常に精度の高い農業機械が導入されてきてはいるんですけども、実際、今、衛星の数が足りないとか、基地局を設置をしなければ山間地帯には、そのせっきくの機能が発揮出来ないっていう部分もありますんでこれらをいかに労働力不足とですね、スマートICTという部分は

非常に直結するものもありますんで、それらのいわゆる基準的な整備というものも考えながら、ある程度の農業生産を行っていく事が必要なのかなっていう風に考えておりますし、所得についても、もちろんそれらを使いながらやはり所得を上げていくという事でありまして、一番弱いのは、北海道のこの冬の時期にですね、いかにして農業法人を取り組んだとしても、冬は年間それなりの給料を払う訳ですから、それなりの所得をどのように上げていくかと言うのは久保議員ご指摘の中でも非常に必要な事でもありますし、それには6次産業化とか、あるいは農業経営の多角化という風な事で色々な作物を取り入れながらと言う風な話になろうかと思っておりますけど、種々時代に応じて条件整備をさせて頂きたいと思っております。

○5番（久保元宏議員）どうもありがとうございました。

○議長（渡邊敏昭議長）次、議席7番。鵜野議員。町立沼田厚生クリニックになって2年という事で質問して下さい。

○7番（鵜野範之議員）7番。鵜野です。私の方から町立沼田厚生クリニックについて、町長に質問させて頂きたいと思っております。今回、平成29年度の町立沼田厚生クリニックの損失金が5,540万円ということで、補正予算の方に計上されましたし、町長の行政報告の中にも、報告されておりましたし、先程、午前中、担当課長の方から、部門別損益計算書ということで、どういう風な経営になってるかということをお聞きした訳なんですけども、特に今年度は町立になって29年度は2年目の年ですし、安心センターで診療が始まったという初年度の年ということで、非常に大きな期待された年度でないかなという風に思っております。当初、厚生病院から町立にするにあたっては、デメリットはあるが、やはりそこにはメリットもあるんだよということで、議会にも、それから町民にも、その思いと計画を説明してきたのかなという風に思ってきてる訳ですけども、その成果について、お聞きしたいなという風に思っております。まず1点目として、町立にするメリットはということでございますと、やはり町民の要望を組み入れやすくなる様な運営が出来るんだよということだったと思っておりますし、それが思いだったのかなという風に思ってる訳です。この2年間、沢山の色々な町民からの要望があったと思っておりますし、それをどんな要望があって、それが取り組めたのか、取り組めなかったのか、今3年目を迎えて、それがどういう風に町民に対して、町立らしい病院という意味での取り組みがされているのかなということをお聞きしたいと、例えば、去年一昨年あたりで言うと町民から夜間診療が出来ないかと、週に1回で良いんで、昼からの診療時間を、例えば金曜日ですと、お昼からの診療を無くして、4時から7時位にするだとか、そういう要望も聞いていますし、当初は土曜診療も出来ないかという話も聞かされておりましたし、そういったことがどうなっているのかな。それから良く言われるのが、やっぱり診察時間までの待ち時間がどうしても長すぎると、大分、改善された

んだよという話も聞いていますけども、まだまだ更にいろんな方法を練ることによって、診療時間、待ち時間を短縮できるのかなと、特に最近よく聞かされるのは、院外薬局となって、そこの連携が上手く取れないのかなと、1回クリニックで精算して、それを今度処方箋を持って出てく。そして、また、向こうで待ち時間があるっていう様な話も聞いていますし、それを直接、近くの院外薬局で処方するのであれば、すぐファックス送ってもらって、その待ち時間を短縮するだとか、そういった方法もあるかなという風に思いますけども、そういった事等々が色々な要望を聞いている訳ですけども、そういった事も含めながら町長の町立にするメリットとしての町民の要望をどこまでこなせているのかなって事をまず1点お聞きしたいなという風に思います。それから、損失金の軽減についてということで、今年度は5,540万程の損失金ということで負担していく訳ですけども、町がやったり、公立がやる病院のほぼ7割は赤字だということを聞いています。3割は黒字なんだということなんですけども、赤字経営は仕方ないのではなくて、やはり、それを少しでも少なくしていかなければならないっていうか、そういう目標を持ちながら経営に取り組んでいかなければならないのかなとは思うんですよね。それで色んな部分でいうと中々難しい部分があるんだけど、それに向けてどういう取り組みをしているのか、全くしていないのか、ただ単にやはり損失額が5,000万あった。7,000万あった。1億あった。それはそれで約束どおり払っていくっていうよりは何らかの協力をしあう事によって、その金額を下げっていくとも出来るんじゃないかなという風に思っているんですけども、この間、この2年間でそういった事がなされたのか、なされていないのか、どういう風にされたのかということをお聞きしたいと。で後、今後に向けてについては、2回目の質問の時に、今後ということでさせていただきますんで、この2点についてまず、お聞きしたいなという風に思います。

○議長（渡邊敏昭議長）町長。

○町長（金平嘉則町長）28年4月から、町立診療所として、その時もお話ししましたが、19年度から赤字体質になったのを、施設改修して、色々難しい事になったので、町立で新しい施設を建てたと、いうことをごさいますね、これは町立としてですね。町が完全に全ての事を握って運営している訳ではないのはご存知だと思います。指定管理という形で、運営は北海道厚生連にお願いしていると、言う事をごさいますから、北海道厚生連としてですね、やれる事と出来ない事というか。町立だからと言って、その町に合わせて、北海道全体の厚生連の関係もありますから、運営の事もありますから、今、議員が仰ったようにですね、夜間診療がとかですね、色々話をして頂きましたけども、これについては、医師の確保とか、看護師の確保とか、色んなことでやっぱり、難しい状況については、前にもお話したかという風に思ってます。ですから、厚生連という全体の枠組みの中で運

営出来る事については、町で指定管理お願いしてる関係ですね、その辺は色々ご配慮頂いているのかなという風に思っているところでございます。そしてですね、この損失についてもですね、施設が変わった事によって、色々病院の側もですね、経費の削減とか、色々行ってですね、若干下がりましたけども、これについても鋭意ですね、どうやって支出を減らして、そしてまた収入を増やすかっていう問題については、厚生連さんにですね、色々努力を頂いているところでございます。仮に薬の話をしましたけども、そこら辺を上手く連携できないかということですけども、それはなかなか難しい状況で、経営が全然違いますから、そこで医薬分業という考え方ですからね、そこをあんまり連携することによって、色んな誤解を招くということもありますので、その辺はなかなか難しい状況なのかという事をご理解いただければと思います。それで町立にしてですね、前にもお話ししましたように普段から町民の皆さんが地域の医療機関として、私共が毎回言ってます、掛かりつけ医として、自分の普段の病気については、ここの厚生連さんをお願いしてですね、それで受診して、何かあった時には色々対応して頂くと、そういった身近な診療機関としてのお医者さん、それから病院との信頼関係を築いて頂くことによって、色んなメリットがありますので、厚生連としても、その辺の掛かりつけ医としての位置付けも含めてですね、きめ細やかな対応をして頂いているものと、私はそう理解しております。やはりこの医療機関をですね、沼田町から無くす訳にいきませんので、その辺はお互いに連携して、また協力できるところは協力していかなきゃいけないのかなという風に思っています。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。鵜野議員。

○7番（鵜野範之議員）町立にしたメリットは、ということで町民の要望をどの様な形で取り入れたのかということで具体的にどのような事が取り入れられたのか、聞きたいんですけども、再度聞きたいなという風に思っております。今後に向けて、町立らしい運営とはどういう風に考えているかって言うか、町民の要望をどうやって取り入れていくかだと思えますよ。その事が利用客の増につながっていくのかなという風に思うんですよね。先程、町長が言ったように沼田町の掛かりつけの場所なんだっていう事を利用者にやっぱり理解してもらうためには、利用者のこうしてほしいだとか、ああしてほしいだとか制度上難しいってことをいかにやっぱり取り払って利用しやすい環境づくりをしていかなきゃならないのかな。それは色んな事で制度上、難しい事は分かりますし、厚生連に任しているという部分では、なかなか取り組みにくい部分もあるのかも知れないけれども、それをやっぱり少しずつ改善していかないと利用客が増えていかないのかという風に思っております。今回、報告、先程、課長の方から報告された時に、利用客減っているんですよ。やっぱりね。それと、当初、町立にするときに、町外の個人病院に行っていたお客

もやっぱり取り込んでこれ位の売り上げにしていきたい。沼田町としてこういう風にしてきたんだという気持ちがあったのかなという風に、その時の説明の中で私は感じていたんですけども、そういった部分を考える時には、やっぱり色んな要望を少しずつでも、話し合いながら改善していくって言う姿勢が必要なのかなという風に思っているのが1点。今後、これについて再度どういう風に30年度31年度に向けて改善していくのか。改善された事はどういう事なのか。もう一度聞きたいなという風に思っています。それから30年度の損失額の軽減、今年度は5,500万の損失額だったんだけど、来年この新年度っていうか、30年度についてはどういうふうにしてどういう風にしていこうという目標数値を持っているのか、持っていないのか。やっぱり経営なんで、下げる為に目標数値を設定しますし、その目標数値にする為には、どういう風に下げていくんだっていうことが必要なのかな。それは基本的には厚生連が経営しているから、厚生連に任せなきゃならない部分もあるけれども、行政としても、応援出来る部分というのが沢山あると思うんですよね、その応援する事によって、利用客が増えたり、収益が上がったりっていう部分で、どういう風にそういった事を打合せされているのか。特に今年度についての営業目標値はどういう風になっているのかっていうのと、今後に向けての改善計画を持っているのか、持っていないのか。持っているんだしたら、お聞かせ願いたい。それから、午前中、説明の中で利用客の減った事について高田議員の方からも質問あった訳ですけども、客が減った影響的な数字っていうのはどういう風に掴んでいるんだっていうことの質問もあった訳なんですけど、その時、一般質問するんでということで、この場で質問させて貰いますけども、それについては課長の方から、どういう風にとらえているのかということをお聞きしたいなという風に思っております。よろしくお願ひします。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。町長。

○町長（金平嘉則町長）色んな意見を伺っている事は事実でございます。その中で、出来るものは、取り組んでおります。例えば、長く待つと思われたら、呼ぶ装置を購入してですね、それを持っていただいて、待つて頂くとかですね、鋭意改善はしてると思っています。ですから、あと運営委員会を開いてですね、色んな意見を直接、病院との協議の中で、話をしている事も事実でございますから、これは年に何回かやっております。そういった事も含めてですね、今、議員が仰る様に掛かりつけ医としてのどうやって、それが、我々言葉で言ったり、文章でなっているんですけど、多分、実感としてそれが、分かんないのかもしれないかもしれません。ですから、その辺は、分かりやすく工夫する様な話なり、説明がまだ必要なのかなという風に思っていますので、それは反省をして改善をしなきゃいけないと考えてます。今後の中期計画についてはですね、今、病院の方でですね、今後の計画を現在策定中でございま

す。来年の3月には策定終わりますので、それを受けてですね、私もまた、そのどういった病院経営をするのかも含めてですね、協議をして行きたいという風に思っています。また、補助ではありませんけど、例えば今年はCTスキャンが出来た関係で肺がんの診療についても、私共が半額の補助をして制度を設けてですね、多くの方に肺がんの検診をして頂いたりだとか、そういった病院に行く誘導する様な政策もやってですね、それが効果を生む、それから人間ドックについても今、行って頂いて、その後の事後指導も含めてですね、きめ細やかな事をやる事によって、患者さんが増えていくかなという風に思っています。ただ、我々も町民の健康意識の改善というかですね、ずっとここ何年も取り組んでいると思いますし、議員もご存じのとおり特定健診の受診率についても、60数%に今、上がって来てます。それは町民の皆さんの健康に対する意識、そして早期発見、早期治療の意識がだんだん寝づいてきているのかなという風に思っています。ですから、この2年間、国保会計が黒字になってっていうのも議員さんもご存知だと思っています。それは直接的な因果関係関係は詳しく分析してませんが、ある程度そういった意味では、町民の考え方も前向きな健康意識をして、そしてまた、早期に治すという意識が定着しているのかなという風に、私はそういった形で病院が身近にある事が町民の安心安全に繋がっているのかなという気がしています。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。鵜野議員。

○7番（鵜野範之議員）結局は、利用客が増える事が損失額が減っていく事だと思うし、利用客が増えると言う事は、町民が満足して、使ってもらえる病院だなと言う風に思う訳なんですよ。最終的には。それをやっぱり町民の要望にもっともつと応えて行けるような体制づくりがもっと必要なのかな。今までの町と厚生病院との繋がりじゃなくて、町立沼田厚生クリニックって言う中では、3年前までの繋がりじゃなくて、もっともっと行政と厚生連との中の密着した関わりを強固にしていけないとなかなかそういった小さな町民の要望と言うのは伝わって行かないのかなという風に思いますから、今後、そういった事もどうやったらそれが密になっていくのか、もっと違うシステムがあるかなという風に思いますんで、そういった事も含めながら、町民の使いやすいクリニックにして頂きたいなという風に思います。以上です。

○議長（渡邊敏昭議長）町長あります。

○町長（金平嘉則町長）仰るとおりでございますので、その辺は厚生連本部も含めてですね、これちゃんと二人三脚で行かないとこれは達成出来ませんので、その辺はしっかりと連携もしながら、やって行きたいという風に思っております。

○7番（鵜野範之議員）はい。終わります。

○議長（渡邊敏昭議長）次、1番。高田議員。実質公債費率1.1%の恩恵という

事で質問して下さい。

○1番（高田勲議員）1番。高田でございます。今定例会ではですね、財政健全化4指標が報告されてございます。実に、実質公債費率が1.1%を数えた。まで下がってきた。確か最初に公表が始まった頃、沼田町って確か二桁だったような気がしたですよ。12とか13とか位から始まったのかなという風に思うんですけども、それから比べたらですね、やっぱり凄いここ10年間で、財政状況は良くなってきているんだろうなっていう風に今、思ってます。特にここ近年を見てみますと、平成27年、単年では1.9。それから28年単年では1.7。そして29年はマイナスの0.1位になっている。単年ですよ。3年平均で持ってきてますんで公債費比率がマイナスになるって事はですよ、償還に使ったお金よりも国から戻ってくる交付金、それからそれに充てられた特定財源これらが、償還に充てられたお金よりもそれが上回ってるっていう状態なんだろうなっていうよりも算数の式なんで、これ当然そうなるんですよ。何でこんなすごい数字になったのかな。良い事なんですけども、なったのかなという風に思いますと、確かにここにも書いてありますように、嘘は書いてませんけども、思った通りに書いてあるんで、行政の本当に労力、健全財政がこれは一番だったんでしょけども、町民の皆さんのですね、協力とか、理解がないとここまで良い数字は出てこないはずだと思います。ちょっと30年以降の推計は僕は分かりませんが、きっと財政畑の人は29年のある程度作った時点で大体この位狙いたいな、単年の実質公債費比率±0位狙いたいなっていうのは、きっとイメージングはしてると思うんですよ。本来、ちょっと結論じみた話になりますけども、そうだとしたら、やっぱり政策予算を攻めるべきだった。今年度も、って私思います。町長ですね、ここに書いてある通り、よくあのこの場でね、コンパクトエコタウン構想の今後について、議員が何回となく聞いているんですが、一貫して後の世代に負担を残さないように有効な補助金等の財源を確保した中で、そういう展開にしていきたいんだよ。っていう風な答弁を常にされています。これはこれで悪くはないと思いますし、ただ、本当にここまで財政状況が良くなったのは、もしかして主役が町民であるのであれば、もっともっと町民への住民サービスがあってもこれは良いんじゃないかなと思います。平成10年代に始められた平成の大合併の色々な議論がありました。沼田町は、当時1市5町で平成の合併論議が始まった訳ですけども、任意協議会には参加しましたが、その後の法定協議会には沼田町がいち早く参加しません。と言って結果的に1市5町の法定協議会は開かれないでって言うか、やられないで終わって、それから合併論議も北空知では起きてません。あの時はですね、沼田町はやっぱり単独で生き残る事を望んだんです。そして平成17年の春だと思います。私まだ議員なる前ですけども、当時の理事者がですね、再生プラン、我が町再生プランを作りました。これはですね、

多少町民に痛みを伴うところもこれあったのかなと思うんですけども、この再生プランがあって、そして色んな財政面での繰り上げ償還のテクニックとかがあってですね、そして今の沼田町の財政状況があるだろうと、僕は思ってます。例えば、エコタウン構想のあそこの場所を今、考えてみると、やっぱり今、この次に重要なのは、高齢者の皆さんの住宅なのかなという風に思います。これが優先度がある程度高いんだらうな。こんな言い方したら申し訳ないんですけども、収入が比較的少ない高齢者向けの住宅は、家賃が高額に設定されがちな民間企業の参入というのは、なかなか厳しいだらう。家賃を後から補てんすると言う手も無い訳じゃないんですけども、そうすると今度は入れた人と入れない人の不公平感がそこで出てくる。行政としてはやっぱりこういう風な、なかなか民間が入りにくい所に有利な補助金を待って色んな施策を打つのも結構だが、こういう財政状況の良い時にですね、そういう風な施策をしっかりと進めるべきだとも思うんですけども、そこで件名にあるように1.1%の恩恵を町民にという風にしたんですが、この辺のものの考え方についてですね、金平町長の基本的な考え方をお伺いしたいという風に思います。

○議長（渡邊敏昭議長）町長。

○町長（金平嘉則町長）聞いていると段々難しくなって来てですね。これは何年か前に色々と論議したことはね、議員さんと色んな大丈夫なのか、こんだけ莫大な事業やって、本当に町が将来持つんだらうか、っていう論議をさせて頂きましたよね。皆さんとね。私も町長になっている以上、将来これがとんでもない事になってれば大変ですから、やっぱりそこは慎重ならざる負えないし、財政も私が色々やろうとしても、財政の方も難しい。色んな話も論議はします。内部で。ですからそういった事も考えて、ここ何年かやって結局的に今言った様に公債費比率が1.1ですか。っていう事で結果的にこれがもっと伸びていたら、大変な話でですね。ここで笑って話している状況ではないんですけども、そういった意味では色んな補助金なり補助事業なり色々ちゃんとやって来てですね。それで適切な償還を過去毎年やって来て、基金へのとかですね、色んな事業やって来たっていう事が結果に結びついているのかな。今、議員が仰った様に再生プランについてもですね、今、その再生プランが終わる頃にですね、この再生プランが本当に良かったのかという検証も多分議会の中で、やりましたよね。議員さんの中から、ちょっとやっぱり再生プランが厳しかったんじゃないかとか、もっと、色んな事を削減しなくても良かったんじゃないかっていうご意見もありました。結果としてはそれで、財政状況なり基金が減る事もなく、増えて行って、大きな事業をやることによって、起債も一時は40、50億位、最高70億まであった起債が今では30億。40億この10年足らずの間に減ってるんです。これ本当にすごい事なんですよ。これは税収も上がったのと色んな世の中の背景、町民の皆さんが色んな事で、本当に頑張って税金を納めて頂

いたり、色んな協力をして頂いたお陰かなという風に、私の立場から町民の皆さんに感謝を申し上げなきゃいけない状況だと、それは議員さんも同じだと思います。そういった中で、我々としてはですね、これを低いまま押さえるのも本当は必要なんですけども、やはりこれを押さえ続ける事が、我々の仕事でもありませんし、今、議員さんが仰った様にですね、ある程度の思い切った事をやってですね、やっぱり町民の公共の福祉を上げるという事も、私は否定しません。ですので、公債費比率の問題もあってですね、我々この何年間の間でですね、色んな事業をさせて頂きました。中には過疎事業なんかも入れてですね。やりましたので、主なやつで起債の中で過疎のやつを使っていますから、12年償還で3年据え置きそれから償還となります。29年度に新たに起債したやつは25年の借入たやつを29年からまた払っていますから、26年度の例えば、25年で2億3,000万の、少なかったんです25年は、26年の発行額が3億9,000万。27年度は4億700万。28年度は6億4,000万。計画的にこれはあれですけども、結果的に償還をしております。今も。今年も償還したのは、先程報告した通りでございます。ですから、我々としても、将来、今後ね、3年後、また6年後っていう風に償還が始まってきますから、その時に一体どうなるのかっていうことも我々考えなくては行けませんし、今、議員さんもご存知の様にですね、普通交付税がここ28年から30年まで2億位普通交付税が減ってます。ご存知の様に、来年度の予算の中でも、交付税の予算が全体的に何百億か確か減ってますよね。数字忘れちゃったけども減ってます。その分どっかで、また考えているみたいですけども、今後この交付税が、一時は最高25億位あった時もありました。今、それが今年度で19億位ですから、普通交付税ですよ。ですから、それがありますけども、そういった状況を見ながら、町としてはですね、その辺のバランスも含めてですね、先を見据えて、やりたいという気持ちも十分あります。ですから、これ今後の状況も見ながらですね、ある程度の思い切った事もこの状況も見ながら、そして国の今後の来年度予算もありますけども、色んな多分また新しいメニューを考えてきますから、ある程度やっぱり補助事業か何か有利なものを少し入れて行かないと、全く単費で過疎債という風にはならないと思います。過疎もですね、今、枠がすごく狭まってきてます。ですので、過疎を今まで通り希望しても、はい。そうですか。という状況では無くなって来てますので、その辺の状況も見ながら、今、議員が仰ってる様にあそこの住宅も含めてですね、計画については、どういう風にしたら良いか、長原議員さんからの質問もありますけども、小峯議員さんか。参加質問ありますよね。後でね。ありますので。どうやってそれを運営して、どういった手法でやるかと言った内部論議をしています。ですからそれをなるべく早くにまとめてですね。また皆さんと協議をしてですね。考え方を将来の福祉なり、介護のあり方も含めてですね、考えて行ってですね、な

るべく早めにこれが着手出来るような体制にとって行きたいと言う風には考えてはいます。

○1番（高田勲議員）議長。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。

○1番（高田勲議員）2年くらい前、3年くらい前かな、そんなにでっかい物建ててどうすんだいと言っていた話を、今町長されましたけど基本的には理想の状態であって、全部をやろうと思って最初からかかった訳ではないのはまあ。全部出来たら良いですよ、それは町長も議会もそれは同じ事だと思うんです。一方で交付税の話もされましたけども、沼田の交付税が減っているのは、3年前の国調での人口減がでかくて激変緩和で今、じわっと減らされているのと、後は償還が少なくなって減らされた部分もあります。500万ほどだったけど。それくらい良いんですよ、沼田の財政状況というのは、笑っているけど本当に僕も調べてみてびっくりしたんですよ。財政状況が良くなるとやっぱり減るんだなと思いました。さっき再生プランの話しましたが、例えば平成17年に60才だった方、当時その辺の方が一番苦労したんだと思うんですけども、今、73才。後期高齢者の一手手前ですよ。はい、2025年問題あります。何年後ですか、7年後ですよ。足してください丁度80なんです。その人達、僕はどういうふうに、ご苦労された人達のためにも、やはり、行政に効率化という言葉を使って適当かどうか分からないけども、やはりある程度ケアが必要な方、あその場所にですね、やはり住んで頂いて、保健師さんが見回るでも、ヘルパーさんが見回るでも、やはり良い体制を早く作った方が町のためになると思う。これはさっきも、30年以降の話はわかんないけどもって私言いましたけども、残念ながら31年度はですね、私もどうなっているか分からないし、町長も任期ですよ、31年の春ですよ。ですからこれは、今議論しても絵に描いた餅なんだけれど、庁舎の中ではせめて、代表監査の意見が午前中の報告にもあったけども、やはり出る分と出す分、貯金と借金のバランスをきちんと見て、行政を運営しなきゃ駄目だよというご指摘があったとおりに、僕もそうだと思うんです。だからその辺は、庁舎内でも、それから議会にでも、いろんな意見を伺って、庁舎内でもその辺はしっかり財政ばたを含めてですね、議論してこれからの行政を進めて頂きたいというふうに思いますけれども、議論して頂けるのか頂けないのか、それを質問にしたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）町長。

○町長（金平嘉則町長）今内部ではその辺のですね、住宅の問題について十分に論議してですね、どういった運営、どういった希望、どういった誰がどういうふうにやれるかという細かいことまで見なきゃいけません。それは、今後の例えば介護人材をどう確保するかについてもそうだし、旭寿園、和風園を今後将来どうするかと

いうことの問題もあります。ですから2025年過ぎたら、若干的に全体的に介護認定者は減るのではないかなというふうに我々も予測しています。それは、予測ですから、それからあと施設利用者がどうなるかという介護度の問題もありますから、その辺もどうなるかと、まあ今全体的な中で、どうやってそれを沼田町の中で安心して暮らせるような町になるか、も含めて今検討していますので、来年度以降どうなるか分かりませんが、十分に論議をしてですね、それとまた財政当局も入れながら、どうやって効率的にそして、いかに早くやれるかということが問題だと私も思っています。これは別に、意図的に遅らしているわけではございませんので、そうは思っていないのですが、その辺はご理解頂いてですね、また次回皆さんと論議できればと思っていますので、またその辺の高田議員の前向きな発言を頂ければ、私もまた一生懸命出来るのかなと思っていますのでよろしくお願いします。

○1番（高田勲議員）終わります。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。引き続き、ポートハーディー訪問団に町民枠をという事で、質問して下さい。

○1番（高田勲議員）二つ目の質問なんですけども、ポートハーディー訪問団に町民枠を復活すべきだということで、ご質問したいと思います。今年は、もうすぐ10月の半ば過ぎくらいに出かけるのかな、訪問団のメンバーも決まってですね、今一生懸命子ども達は準備をしているのだろうなというふうに思います。友好都市であるカナダ、ブリティッシュコロンビア州のポートハーディー地区と交流が始まって早いもので24年が経過しました。この間、交流の方法には紆余曲折ございました。経済交流を目指した時期もございましたし、留学生制度を模索した時代もありました。いろんな理由で無理があり、今のこの中学生を中心とした訪問団交流が沼田からの派遣については、このような形になりました。このことについてはですね、私は別に反対ではありません。とても良い事だと思います。子どもを向うの学校に行ってもらって、向うの学校を体験してもらうのは、とても良い事だと思います。ただ問題は、現在受け入れる時というのは、所管が総務財政課かな、それでポートハーディー交流協会が中心になって、いろいろと町の中でビラを撒いたりしてくれて町民の皆さんにも分かるように、広く分かるようにやって頂きます。受け入れにかかる費用は、町から補助金を頂いておりますけども、ビラを撒く費用や、そういうのはポートハーディー交流協会の会員の会費で純粹に行っているものであります。じゃあ出す時はどうなんだろう。というふうに考えてみると、こんなことを言ったら失礼ですが、本当に全て教育委員会の中で処理されています。今回を見ても、団長は学校の管理職、随行は学校の職員、教育委員会の職員、そして通訳は教育委員会が選んだ通訳。あと、生徒が9人。全て、教育委員会の中で片づけられており、例えば春先は団員を募集しているんでしょうけども、まあ中学校の生徒は知ってい

るのかもしれないけども、一般の町民はそれすら分からない。帰って来て、報告会とかがあると多少分かるのですが、後は今、団員で行く教育委員会の職員さんのSMSで事前の情報発信がされているくらい。まあ、教育委員会でそれを予算化しているのかどうなのか僕は知りませんが、せいぜい情報発信もそれくらいに止まっていて、非常に分かりにくい活動になっているのではないのでしょうか。こんなことがありました。2年前ですね、ある生徒がポートハーディに行った。それで、いろんな経験をして帰ってきた。家の中でですね、兄弟たちに目をキラキラさせながら、そのことを話してくれた。すると、その次の年、去年ですね、その子どもを受け入れたポートハーディ地区の人達が家族で今度沼田に来た。すると当然、その沼田の家庭では全員は無理だけれども、一番娘と仲良くしてくれた子を受け入れますよと、ホストファミリーになってくれた。当然、お父さんやお母さんや兄弟も町の中にいるわけで、するとそこで、もう家族ぐるみの付き合いが始まるんですね。そして今年、その2番目の子どもが、団員として選抜されて10月からポートハーディに行くようであります。今年の協会の集まりの時に、そのお母さんがですね、行きたいよねという、行きたいですよと言って、ただ町民には一般の我々には、そういう道は閉ざされていますよねっていう話をされました。協会の中でですね、ずっと毎回そんな人がいるのかと言ったら、それはそうじゃないと思う。本当に3回に1回か、5回に1回かもしれないけども、だれでもしそうやって、この事業に興味を持ってくれる人がいるのであれば、そして、交流事業にずっと協力してくれる可能性があるのであれば、私はやはり町民枠を別枠で、毎回、もしかしたら、不用額になるかもしれない、けど必要な不用額と必要でない不用額はそれは、議員になって見分ける自信は僕はあります。ですから、是非ですね、そういう人たちの、そういう思いを汲んで頂いて是非町民枠を、まあこれも、やるとしても来年、再来年の話ですが、内部で議論して、総務財政課と教育委員会のタッグマッチの、まあその辺の所管も整理しなけりゃいけないんでしょうけど、是非内部で議論して進めて頂きたいなと思います。町長のお考えをお聞きしたいと思います。議長すみません。今言ったのは、町の仕組みがこういうふうになっているという話で申し上げていますので、きっと町長が全部答えてくれると思うので、それでももし、分からないことがあったら（教育長も）言ってください。

○議長（渡邊敏昭議長）はい、町長。

○町長（金平嘉則町長）色々と変遷があってですね、この交流はですね、先の中にも高校の間口対策の中で、高校生が行ってきたというのもあって、社会人の方が中々行けなかったという事もあると思います。ですから、色々と変遷する中で、お陰様で、向こうもちゃんと受け入れて頂いているから、これが出来るんであって、その辺も含めてですね、向こうから来る方は、大人の方が中心で来る場合もありますか

ら、あり方を今、議員さんが仰る様にどれだけの方が一般の枠で考えているか、我々も承知してませんし、議員さんも多分、一部の話をしているだけの話ですから、ですから、その辺も含めてですね、このあり方についても、論議もしていく事もやぶさかではないかなという風には認識をしていますので、別にどういう風が良いのかは分かりません。でもやっぱり一般枠で一緒に行くのが良いのか。例えば、本当に一般の方だけで行くのも、良いかもしれないし、それらも含めて、論議をしてですね、今言った経済交流なのか、今は小中学生の将来の色々語学研修とか、将来に向けての色々な機会を与えるという事で中学生にしますけども、その辺の問題も含めて、しっかりと論議をしてですね、どうあるべきか、今一度、高田議員の話がございましたので、論議をさせて頂いて、検討していきたいなという風には思っています。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。高田議員。

○1番（高田勲議員）そのお母さんがね、言ったのは、家の中で、例えばですよ、上の子どもが行って、2番目の子どもが行ったと、それで、私もお主人も行ってないんだけど、だけど、その家庭の中の色々な会話が増えたり、色々な会話の広がりが出るって言うですよ。そういう事を考えると、決して、ただ単純に交流じゃなくて、これも教育の一環なんではないかなと僕は思うんだけど、もっともってそういう家庭を増やすべきだと思うし、沼田の家庭がそういう風に1戸でもなれば、家の中で会話が色々な意味で、会話が増えれば良いなと思うし、本当に聞いていてですね、語るも涙という所もあったんです。お母さんも行って、現地の目で確かめて、それで見たいよねって言ったら、当たり前ですよ。ってこそって言われたものですから、これは一般枠は作るべきだという風に思いました。ですから、その辺、これも2年後の話なんで、この頃は私も議員やっているか、町長も町長やっているか分からんから、だからそれはですね、また次の世代に、次の期に任す事にして、内部でどこか資料として、資料というか記録として残してですね、次のまた、検討の材料にさせていただきたいなという事で、以上で私の一般質問を終わります。

○議長（渡邊敏昭議長）教育長には。

○1番（高田勲議員）良いです。大体答えてくれたので。

○議長（渡邊敏昭議長）それでは、6番。長原議員。有害鳥獣対策について質問して下さい。

○6番（長原誠議員）6番。長原誠であります。私、鳥獣対策ということで、それぞれエゾシカですとか、アライグマについては、それぞれ専門の職員を配置して、かなりの頭数を減らしておるということで、それに対して、農業被害もだんだん減っているということで、非常にそれに対しても非常に評価を致しております。一方

でヒグマについてなんですけども、ここ数年来、出没情報がかなり出ておまして、大変心配をしております。以前であると、夜間の移動が多かったので、足跡ですとか、糞ですとか、そういった情報が主だったのが、最近では、目撃情報が現われているということで、大変、農業者も不安な中で、営農されているのではないかなという風に思っておりますし、これからは秋の収穫に入りまして、大型機械を使うんで、そういった部分についても、多少が農作業に影響はないのかなという風には思っておりますけども、夜高あんどんの前日ですか、当日ですか、防災放送あるいはメールぬまたでほたる館の近くで、親子の熊が目撃されたという様な情報が入りまして大変驚いております。例年であると、1キロ位離れた地点では、発見されたということはよくあるんですけども、それに伴いまして、ほたるの里オートキャンプ場が閉鎖を余儀なくされたということで、まだキャンプ場の期間としては、今月いっぱい位は通常やっている期間かなと思うんですけども、業者の安全を考える上では、閉鎖は仕方ないのかなと理解はしている所ありますけども、それだけ人のいる施設の近くには出没するというので、ただ、今までの様な注意喚起であるとか、看板の設置であるとか、そういう対策では不十分ではないかと、そんな思いをしております。オートキャンプ場にしても、恐らく、あと僅かなので、閉鎖になるとは思うんですけど、こういう注意喚起だけでは、次年度またどういう風にするのか、そういった問題も出てきますし、そういった施設の対策をどの様に考えているのか、過去にもこの質問させて頂きましたけども、その際は、おり罠を増やして、何とか捕獲をしたいという様な話をされておりましたけども、実際、そう言った捕獲には至っておらないということで、大変心配をしております。秋には教育委員会の主催ではありますけども、明日萌の里ウォーキングですか、私も毎年参加をしているんですけども、大勢の町民が参加をしてる行事がありまして、一昨年からですか、猟友会の警護のもとに、パトロールして頂きながら実施をして頂いておるんですけども、私共、この行事自体もちょっと心配をしております。何とかこの対策を取れないか、その件に関しまして、町長の見解をお聞きしたいと思います。よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。町長。

○町長（金平嘉則町長）ご心配を掛けている事に関しても、色々と我々も担当の方もですねしっかりと今、対応してはありますが、現在、有害鳥獣対策委員会で熊の箱罠をですね2台所有して、それぞれ幌比里地区と東部西行政区内に設置をしております。空知管内でも多いんですけども、今言った様にキャンプ場の関係の閉鎖～だとか、色々と喚起を行ってありますが、なかなかそれに対応が入ってないという状況でございますので、内の専門員をですね、駆除員を派遣して、色々を行っているというのは事実でございます。また、具体的には箱穴を木で隠したりとかですね、

車のライトが入らないよう設置するとか、風下に設置するとか、色んな事をやってみますが、今週まず明日ですけれども、捕獲の専門家を明日お招きしてですね、また現地指導を受けてですね、対策に講じたいという風に考えているところでございます。イベントもありますので、教育委員会はウォーキングのコースを、今、変更する事で検討している様でございますし、イベントもどうするか状況を見ながらですね、安全に配慮する中でやんなきゃ行けないという風に思っていますので、対策委員会それから猟友会とも連携図りながら、今後の対応を図って行きたいという風に思っていますので、我々としても、担当の方もですね、今、一生懸命色々対策を行っています事だけはご理解頂ければという風に思っています。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。長原議員。

○6番（長原誠議員）そういった取り組みをされているという事で、なかなか入らないという様な現状だと言う事で、理解はするところでありまして、前段申し上げました、ほたるの里オートキャンプ場ですとか、今日、野さんも見えられてますが、ほたるのドームの周辺ですとか、ああ言った施設に対して、本当に安全にそういった町外からのお客さんに来て頂けるのかな、そういう不安を大変持っております。そういった施設に対する何か方策というのか考えてないのでしょうか。よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。町長。

○町長（金平嘉則町長）特に今、何かその施設に対して、何かやるという事は考えておりません。しっかりと今、箱わなで捕獲するとかですね、身を安してもらうか、それしか多分、今の所はないと思います。新たにまた、明日来る専門の方に指導を仰ぎながら、どうしたらそれが出来るのか含めてですね、対策を対応していきたいという風に考えてます。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。長原議員。

○6番（長原誠議員）宜しくお願ひしたいと思ひます。自然豊かな町ですから、更に安心安全な町という事をアピールしている訳ですから、安心して町に来られる環境を作らなきゃいけないなという風に思っております。また、全道的にみると、道南の方では、かなり人的被害を受けている様です。山菜取りに入られた方が、被害を受けているケースが多いんですけども、つい最近では、池田町では、家畜が何か被害を受けたという様な話も聞いております。段々人里に出てくる様になって、そういった人的被害ですとか、また、他の災害も危惧されますので、捕獲の確立をして頂いて、頭数を減らすしかないのかな。町の支援員さんは、なかなかヒグマという風になると、かなり他の鳥獣とは違いますので、猟友会ですとか慣れた方に、レクチャーを受けながら、そういった罠を設置して、安心して幌新地区あるいは全町、農業者も安心して出来る環境を作って頂きたい。その事をお願いして、この質問を

終わります。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。長原議員、もう1問ありますが、ここで、暫時、休憩と致したいと思います。左側の壁の時計で45分まで、2時45分まで休憩にしたいと思います。

14時35分 休憩

14時45分 再開

（一般質問）

○議長（渡邊敏昭議長）それでは、一般質問を再開致します。6番。長原議員。旧厚生クリニックの跡地利用の今後の計画はということで質問して下さい。長原議員。

○6番（長原誠議員）6番。長原であります。再度質問させていただきます。先程の高田議員の答弁を聞いていると、あまり良い答弁が聞けないのではないかと、そんな予想をしながら質問させていただきますけども、只今、沼田町第6次総合計画って事で策定に向けて、それぞれ取り組みをなされている最中でありまして、その中では、先程、高田副議長も言われた様なコンパクトエコタウンの構想の中で、一例を挙げますと、高齢者ハウスですとか、そういったものを基本に今後進めていくのかなという風なそんな予想をしております。併せて、新しくまちなかを始めとする、厚生クリニック、安心センター、旧中学校に出来ましたが、それに伴って今まで使用していましたが旧厚生クリニック跡地の建物ですとか、周辺の町有地が遊休状態にある。これは致し方ない事でありまして。旧中学校も整備をするにはかなりの年月を要した訳ですけども、町民の中には、この旧厚生クリニックの跡地を利用について、色んな話をなされております。町の中心にある建物と土地でありますから、当然、関心があるのかなと理解はしております。コンパクトエコタウンを中心に旧中学校で計画を進めている中で、併せて跡地利用に対するものに対しても検討されていないのかな、早急には無いと思っておりますけども、そろそろ計画の中に入れておかないと、町の本当にいい所の土地が遊休状態にあるのは如何なものかなっていう風を感じておりますし、一方では跡地利用として消防施設どうだろうね、そんな話をされる方も大変おります。消防施設も建設当時は車両もスムーズな出入り出来たんですけど、最近は車両も大型化になりまして、併せて装備も充実してきておりまして、かなり手狭で出入りに支障をきたしている話も伺っております。そういったものに対して、出来ると良いよねっていう様な話もされております。そんな話も併せて、この跡地利用は内部で検討しているのかどうか、その辺も併せてお聞かせしたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）町長。

○町長（金平嘉則町長）私も過去、どういう答弁をしたかというか、厚生クリニッ

クの今の跡地について確認してます。すみません。申し訳ないけど。十分に今回の防災の対策本部、5日の嵐吹いて、7月の時もそうですけども、対策本部を立ち上げて役場の2階の会議室に対策本部なり、それから総務課のところに拠点を作って、対応致しました。その中で、色々と反省出てるのは、情報をどうやってまとめて、どうやって情報を公開するとか、例えば、ネットで職員が現地に行って、見たやつをスマートフォンでその状況を送って、画像で見るとか、色んな防災上でこんな事もあったら良いのに、色々反省も我々もしております。そういった事を考えると、そこには役場関係者、消防職員も来てですね、その後には、大雨の時には、テックホースって、開発局から2名来てですね、我々に色んな情報を教えて頂きました。その時もやっぱりだから、そう考えると後、警察の方もいらっしゃいますし、居場所がないんですよ、なかなかそれで、皆さんで打合せするんですけど、あるので、将来的な事を考えたら、そういった最近防災センター、関係機関が集まって協議をしたり、映像を見たり、何か出来る。速報体制が出来るような整えつつある町もありますし、役場庁舎にそういった機能を新しく新築する市役所とか町役場にそういった機能を持たせる所も最近出て来てる様です。ですから、そんな事を考えれば、今後の町民の安心安全を考える上でですね、そういった防災センターと消防施設とか色んな事も含めてですね、やる必要があるかなということ、歴代の消防団長さんからもそんな話は、私にも入ってます。この跡地については、まだそこら辺の計画は決めてませんけども、とりあえず壊す事から始めなきゃいけないから、そこから初めて出来たら、今言った様な形で、役場の機能と隣接したところにそういったものがあると、色んな事で連携しやすいのかなと思いますので、これはまだまだ今、第6次の総合計画が作ってますので、そういった中にも、いろんな意見が入って来て、そういった計画も将来の中には入ってくるのかなっていう風に思ってますんで、ここで私も言明出来ませんが、状況的には、やっぱりそういったセンターがあって、消防と連携して、色んな機関が集まって来て、色んな対策を一気に情報の共有が出来てとかが事は、やはり必要かない風に認識してる所でございますので、議員さん仰る様にですね、またその辺も将来の中に入れて、考える価値はあるのかなっていう風に思ってます。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。長原議員。

○6番（長原誠議員）はい。ありがとうございます。大変具体的な話を伺いまして、大変驚いております。そこまで内部で話し合ってるという事で大変期待をしております。いずれに致しましても、計画に上げて、旧施設を整理して設計をして、予算付けから始まって、完成までと言うとやはり数年かかってしまうって事なるべく早くそういった物を検討に入れて頂いて、そういった今、これから災害と言うのは本当にいつ起こるか分からないんで、特に電気がこれだけ停電するなんて事は、

本当に私も小っちゃい頃はよくあったんですけども、本当に今の人達は経験してない事だと思いますんで、是非ともこの防災センター構想は早急に計画に載せて頂いて、私も期待を致しておりますんで、是非とも進めて頂きたいなという風に思っております。この跡地については、やはり病院の跡地と言う事でなかなか特殊性がありますから、住居ですとか、そういった事にはならないと思います。そういった施設がやっぱり最適かなと私は思っておりますんで、是非とも取り組んで頂きたいそんな風に思っております。これに関しましては、色んな方面から色んなニーズを聞きながら取り進めると思うんですけども、充分時間を掛けながら、本当に良い施設を作ってくれる事を期待しながら、期待しながら、良い答弁をして頂きましたんで、質問を終わりたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）宜しいですか。

○6番（長原誠議員）ありがとうございました。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。次、4番。小峯議員。既存施設の利用率の向上を図るべきでないかについて質問をして下さい。

○4番（小峯聡議員）はい。議長。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。小峯議員。

○4番（小峯聡議員）4番。小峯でございます。私の方から、既存施設の利用率の向上を図るべきではないかということで質問させていただきます。安心センターなど新しい施設が、今出来て、人の流れが変わってると言うのは、今までの議会の中でもお話をさせて頂きました。新しい施設の利用を増やす為に色んな事業をそこでやって利用を増やそうということは、大変重要だという風に考えておりますけども、今、現在ある元々やっていた様な施設の利用が減って行くというのは、問題があるだろうという風に考えております。例えば、ゆめっくるが出来た時は、15年前位だったという風に思いますけども、当初、パソコンが普及し始めた頃で、インターネットも田舎というか、郊外へ行くと、非常に遅い動きで、なかなか使う人がいなかったんですけども、ゆめっくる出来たら、すぐ軽く動くという事で、子ども達がインターネットをしたり、パソコンをしたり、ビデオを見たり、あそこの図書館がありますので、本を読んだり、またあそこに学童保育があったので、小さい子どもも大きな小学生中学生もあそこに集まっていたという様な環境で、子どもの集まりやすかった場という事になっていました。現在は、学童保育は小学校にあって、インターネットも町の光回線が普及して、家庭でスムーズに動くと、スマートフォンが普及して、ゆめっくるに来る必要が無い環境にあります。加えてですね、ゆめっくるで行っていた年に1回2回の行事かも知れませんが、そういう行事も安心センターでやったり、他の施設でやったりという事で利用率が非常に下がっております。先程、総務民教の調査報告にありましたけれども、昔、町民会館や郷土資料館、町

民体育館等も、かなり利用していた。時代がそうだったんだと思いますけども、人口も多くて、色んな部分で利用されていたと、今は、利用率が非常に減っているという状況の中で、維持が非常に難しくなっていると言うか。古くなって来ているので維持費が掛っているという状況になっています。時が流れるにつれて、その環境が変わって、新しい建物が出来る事によって、そこでやっていた事業がその新しい方へどんどん剥ぎ取られるという言葉が適切かどうか分かりませんが、移って行って、元々やっていた施設での事業が減っている。時代にあった施設管理が出来ていないのかなと。別の言葉で言うと、施設が進化していないという様な事があるんじゃないかと、これは町長の時代ではなくて、その前から、ずっとそういう利用の仕方をして来たんだという風に思いますけども、これからは、そういう利用の仕方だと、古い施設がどんどん利用頻度が無くなって行くという風に思いますので、その施設の特徴を活かす、または、年齢とか、性別とかそのターゲットを絞った利用方法を考える等、色んな特色を活かした事業展開を考えて、利用率の向上を図るべきではないかと、私は思います、町長の既存施設の今の利用状況をどう考えているのかと。それと今後、施設の利用の仕方の基本的な考え方、新しい施設をどんどん使って行きたいと考えるのか、古い施設も色んな方法で、利用していく様な方法を考えるのか、その辺をお聞かせ下さい。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。町長。

○町長（金平嘉則町長）小峯議員が仰る様にですね、ゆめっくる出来て15.6年ですかね。ですので、当時の時代と、今、大分変わってきますし、町民会館ももちろん変わって来てますし、本当にここ何年かで、色々と変わって来てるのは、事実ですけども、例えば、ゆめっくるにいた人が、小峯議員によると、全部どっかに行ったとかっていう事は、ないと私は認識してます。これは、教育長に聞いて頂ければと思いますけども、確かに時代とともに色々と施設の利用状況も変わって来てることの否めませんので、今、議員の仰る様に、その間、ゆめっくるがどっか治したとか、設備を何か新しく加えたっていうのはございませんから、学童保育の後を今、子ども達の勉強をする場に使ってるとか、そういう事でございますからね、そういう事も含めてですね、この新しい施設が商業施設とか、安心センターが出来てだんだん落ち着いてきましたので、今後の事も含めてですね、議員が仰る様な事も念頭に置いて、施設の利用しやすさというか、今一度点検してですね、やって利用率を上げるというか、気持ちよく使って頂く事も必要ではないかなって、私も今、聞いて感じたところでございます。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。小峯議員。

○4番（小峯聡議員）今、移設の利用頻度を上げて行きたいという風にお答え頂いたと思うんですけども、ゆめっくるについては、女性フェスタのあそこでやってた

という風に思いますけども、去年は、昨年というか今年の春になるんですか、安心センターで行ったという風に思っておりますし、町民芸術祭の展示、今もやってるのかちょっと分かんないんですけども、町民会館で展示してたり、ほたる館でも順繰り回しているという風に思いますけども、安心センターでもやっているという事があったり、町民会館もあそこで民間でマッサージとかが来てたんですけども、それは、まちなかへ移ったと、心配するのは、これから子育て交流センター、広場ですか、あれが出来ると、健康福祉課でやって事業もみんなそっちへ行っちゃうと、健康福祉センター、役場の職員達がいる、事務作業してるんで、あまり利用されなくてもいいかも知れないんですけども、今、安心センターにその健康器具やなんかも全部移ってしまったし、社協もあっちへ行っちゃった。あそこの何かがらんとしてるという印象があって、ここも段々使われなくなるんじゃないかなという風に思うんですよね。先程も言ったけども、今まで、ずっとそういう新しい所が出来たらそっちに移して、新たにそこで何かをやるという事を今までしていなかったって言うのが、すごく気になる。職員が大変負担になるというのは、分かるんですけども、やっぱり、そこに集まる何か、別なものを考えて行くべきだという風に、私は考えるんですけども、町長としてはどういう風に思いますか。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。町長。

○町長（金平嘉則町長）ご最もだと思しますので、いかに適材適所でどんな行事をやるかと言うのは、その集まり方とか、集まる人数とか色々ありますから、全部が全部移るという事は考えてませんけども、そういった適材適所の中で、やりやすい事業をケースバイケースで行うという形で、今後、利用のし易いと言うかですね、今、一度再検討してですね、事業の統廃合とかも必要かもしれませんから、そういう事を上手くやって、全体的に事業を増やさない形の中での事業の精査もやっていく必要があるかなという風に思ってますので、その辺も職員に聞いてますので、来年度に向けてそんな事も検討課題になるのかなという風に聞いて思いました。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。小峯議員。

○4番（小峯聡議員）今、答弁頂いたので、是非、色んな人が色んなところで、町長が敬老会の時に、お年寄りの方が、こうやって出てきてくれるっていう事は、非常に重要な事だという様な挨拶の中で、そういう話もしていますので、是非、色んな人が、色んなところへ、ここへ行ったらこんな事が出来るよ、あそこへ行ったらこんな事が出来るっていう様な施設の利用方法を考えて頂きたいと思う事を言わせて頂いて質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。次、10番。橋場議員。水道事業の民営化に反対する事を国に要求されたいという事で質問して下さい。

○10番（橋場守議員）10番。橋場議員です。水道法改正案が7月4日衆議院厚

生労働委員会で自民・公明・維新などの賛成多数で可決されました。6野党・会派は反対したんですが。これは、事実上の水道事業の民営化だと批判が相次いで、色んな学識経験者だとか、そういう人達からですね、大きな批判が全国的に立ち上がって、今回は、成立出来ないで成立は先送りされたんですね。私は、沼田はね、1市4町の広域化が進んでいますから、問題は、これをね、職員が不足してるだとか、技術者がいないとかって、色んな事があって、国が民営化を実施すると、やはり、こっちにも、影響があると思うんですね。それで、一体、水道ってのはどんな位置を示しているのかって言う事をしっかり考えて行かないかなと思います。特に温暖化の影響で、気象条件が非常に悪くなってるとか、それから地震がちょうど活動期に入ってるかなんか、そういう様な状況で、これからますます災害が増えていく状況にあるんじゃないかと思うんですね、そういう時には、やはり、水、水道あるいは水の事について、しっかりとしたね、考え方を私たちは持つべきではないかと思います。水道法という法律があるんですけども、この法律の中身というには、読んでみたら、凄く素晴らしいものなんですね。この1条には「水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成する」と言って書いてあるところを改正案ではこれを短くして「水道の基盤を強化すること」という風に短くしたらしいんですよ。ただね、「水道の基盤を強化」という中身は、この現行の水道法の中にある水道計画に整備し、及び水道事業を保護育成するという中にきちっと入ってると思うんですね。それをなぜか知らんけども、こういう短くしてね、改正するって言うのが案らしいんですよ。それで、水は商品ではなくて、水道は国民共有の福祉事業であり、国が責任を持つべきものとして、水道事業の財源及び職員の充実を図るのが、本来、当たり前だと思うんですけど、それを民営化するって事で、私たちが生きて行く上で、これからね大事な問題だと思います。それからですね、次に、こういう法律があるんだそうですよ。水循環基本法と言うのがありまして、その3条2項にはですね、「水が国民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、水については、その適正な利用が行われるとともに、全ての国民がその恵沢を将来に渡って享受出来る事が確保されなければならないこと」というこういう法律の内容になってるって言うんですね。これは本当に素晴らしい事だなと思ひまして、それで、民営化とかね広域企業っていうのは、やっぱり、災害が起きると、水源から供給される場所までの距離が長くなりますからね。災害がどんどん、災害による被害が受ける可能性があるんですね、ですから、やっぱり、そういう方向では反対ではなくて、その反対にやっぱり、その地元地元地域のね、水源をきちっと整備して、近いところで、水が供給出来る様な状況にするべきが国のやる事ではないかと思うんですけど。それで、憲法に保障されているね、生存権の問題と、この水道の問題は直結するんだと思うんです。それで、私は町長に対してですね、今度、国がやる

うとしている民営化、それか公営化に対してはね、是非とも、反対をしてほしいなと、声を上げてほしいな。沼田町とは関係なくてもね、民営化となると事業の上で、色々と影響がありますんで、是非とも、こういう立場に立ってほしいと思うんですが、如何でしょうか。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。町長。

○町長（金平嘉則町長）今回の停電の時も、断水にならなくて、私共の町ですよ、良かったなと思いますし、一部、断水になるんでないかという噂も流れたと聞きました。実際、結果としては、地下水を使ってる人とか、一部、幌新地区とか更新地区はポンプアップしてるところが、復旧まで時間掛りましたが、されなかったという事は良かったかなと思いますけども、これは関係ない話ですけども、この問題ですけども、恥ずかしながら、私もこの論議が国会で行われている事は本当に知らなかったです。初めて。何で知ったかと言うと。これテレビの報道番組で、色々やりましたので、多分、議員さん知ってる方と知らない方もいらっしゃると思いますけども、これはだから、厚生労働委員会で論議する事も、他の例の何だか問題の中で隠れてて、論議は報道されてなかったと思います。その事態が。ですよね。久保議員が何で知ったか分かりませんが、ですから、私もそんな意味でですね、報道番組で聞いていて、本当にこれは大変だなっていう第一印象は受けました。ですけども、沼田町は広域でやっていますから、そんな心配はないという風に思いますけども、この問題について、私ももう少し不勉強な所ありますので、その辺しっかりとですね見てですね、この問題の本質は、どこにあって、今、断水で困ってる方も沢山いらっしゃいます。ですから、そういった事も含めてですね、しっかりと水を守るという事は、国の責務として、やるべきかなって思っていますので、そういった認識のもと、この問題に対応していきたいなと言う風に考えてます。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。橋場議員。

○10番（橋場守議員）私もね、これを読んで初めて、広域事業に入った時にはね、そういう事も議論もしなかったんですけども、この本文を読むとですね、水、水道って言うのは、独立採算制ではなくて、全て平等、どんな場所にあってもね、同じ料金で、国民に飲んでもらえるっていうのはね、そういう国の政策として取るべきな中身の問題だなと思って、つくづく思いました。是非とも、町長、どういう風に考えられているか知りませんが、そういう立場で、これからの民営化には反対して頂きたいと思います。一言言って頂いて。

○町長（金平嘉則町長）じっくりと、私もね、条文を全部見てませんので、しっかりと勉強させて頂いて、私だけでなく、町村会とかどこでもそんな話題にならなかったんで、この問題は。だから、国会に上程されなかったんで、かと思えます。その辺はしっかりと情報を入れて頂いて、またその辺に対応していきたいという風

に思っています。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。宜しいですか。はい。次、3番。大沼議員。社会的養育の推進についてについて質問して下さい。

○3番（大沼恒雄議員）はい。議長。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。

○3番（大沼恒雄議員）3番。大沼です。今日の一般質問聞いてますと、皆さん議員、様々な意見で様々な町長からの答弁を引き出して、上手なもんだなと思いながら、聞いておりましたけれども、町づくりという事に対しては、議員各位真剣に取り組んでいる所でございます。そんな中でですね、私の質問も町づくりという事になるかとは思いますが、1つとしては、今、人口衰退の問題であるとか、少子高齢化の問題であるとか、社会的な問題が色々ありまして、この社会的養育という事については、どこの切り口が良くて、どこの切り口が悪いのかという事は分かりません。ただ、1つの見方として、今回こう言った形が、施策の一環というかな議論の一環になればという事で、質問させて頂きたいとこのように思っております。現状、沼田においてですね、虐待があるとか、里親がいるとかっていうそういった事ではございません。ただ、将来的に考えて行った中で、1つの方向に持って行けるんものでないかなという事の中での質問でございます。厚生労働省の28年度調査で、虐待を受け、保護され、一カ月以上入院した子ども195人の内ですね、32%が治療が終わっても退院が出来ない事が判明しました。これは28年度初めて調査をした様でございます。そんな中で、子どもの虐待については、29年度の児童相談所での対応件数13万3,778件。道内が3,220件。去年はですね12万2,575件。年々上昇している傾向にあります。これは児相の調べでございます。ちなみに平成25年は7万3,802件と、今年はもう倍増しているという事になっております。そんな中でですね、退院出来ない子ども達がいると。これは退院出来ない理由と言うのは、受け入れ施設に空きがないが46%。施設入所について保護者との調整に時間が掛ったと言うのが33%。1年以上退院が出来ない子どももいる。こういう事実でございます。医療関係者は、退院出来ない子ども達の存在を国が認めて、調査したのは、大きな意義がある。こういう風に評価してはございますが、虐待で入院した子どもについては、親などから守る為にね、病院の外に出られない事も多い。子供の成長における負の要素が非常に大きい。病院経営においては、入院患者に必要なベット数が確保出来ない。こういう様々な問題があるようです。また、一方でですね、一時保育所で一時保護をしても、原則2か月したら、児童養護施設か里親へと子どもを委託しなくては行けないと、しかし、児童養護施設が一杯だったり、里親が地域にいなかったりすると、児童相談所は、一応、家庭から引き離す事を躊躇して、家庭に戻すそうです。その結果、最悪

な場合はですね、今年の6月、東京目黒の5歳の女子が虐待死して、そういう事になるんですね、命を落としてしまう。この女の子も虐待死になってますけど、2回、一時保護相談所に保護されていると。だけど、結局、受け入れ先がないから、親の所に戻すしかない。そういう結果になってくると。そんな事を鑑みながらですね。厚生労働省は、虐待の為、親元で暮せない子ども、18歳未満の内ですね、未就学児の施設入所を原則停止する方針を明らかにしました。これはどういう事かという、新しい社会的養育ビジョン。これが29年8月2日に作られているんですが、この中に入ってます。だけど、停止はするんですが、遅くとも32年までには、全国で行われるホクタリング機関事業の整備を確実に完了するともなっているんですね。それで、厚生労働省は、今あの、明らかにしたんですけれども、これは施設以外の受け入れ先を増やす為に、里親への委託率を現在の18%だと思うんですが2割未満から、7年以内に75%以上にするという目標を掲げてます。家庭に近い環境で子どもが養育される様、促すのが狙いだそうです。ただ、この目標数値に対しては、多分、沼田町もそうだと思うんですが、結構反発が出てるとも聞いてございます。そうした状況に対しまして、厚生労働省は、今、言った平成29年8月2日に新しい社会的養育ビジョンの提示をしています。この提示の中には、実親による養育が困難であれば、里親による教育を推進する事を明確にしているものでございます。推進に向けては、国、地方公共団体、都道府県、市町村の責務として、家庭と同様の環境における養育の推進等を明記しています。これは、まず1つには、児童が家庭において、健やかに養育される様、保護者を支援する事。2つ目には、家庭における養育が適正でない場合。児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育される必要な措置という事になってます。特に就学前の児童については、家庭における養育が出来ない場合は、という事にきちっとして下さいという事になってございます。これからですね。里親委託率を大きく高める為にはですね、ホスタリング機関。包括的な里親支援機関。それから里親のリクルート支援って書いてありますけど、これはホスタリング機関の持つ一番の目的でございませぬ。に取り組む姿勢が必要と思います。子ども達の命を救うというこれからの行政の意識がね、これからの施策に私は左右してくるんじゃないかと思うんですが、このことに取り組む、こういった事に取り組んでいけるかどうかという事を町長にお尋ねしたいと思っております。所信で結構でございます。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。町長。

○町長（金平嘉則町長）今回、補正予算でも上げて説明があるかと思いますが、養育支援訪問事業という事で、これに直接ではないんですけども、間接的にやっぱり町の役割として取り組んでいきたいという事で、この事業についての予算化と条文を出しております。そういった意味で、子育て環境をきちっとするというのが、

私共の町の、我々の考え方でございますから、それは健全の方が当たり前でなくて、色んな家庭もありますから、色んな家庭の事情を持った方も含めてですね、これはやっぱり対応していかないと、子育てに優しい町にならないのかなという風に思っていますので、そういった意味で、これ直接、私共やるか、ここ言えば、児相とか、振興局も通じてですね、連携取りながら、この問題に取り組んで行く必要があるかなという認識ではおりますので、今後、また色んな協議がなされてくると思いますので、それに対応してですね、私共の町も、そういった対応に即した事業が出来れば、良いかなという風に思っていますので、具体的な事はまだ考えておりませんので、今後、そういった32年までですかの態勢を取れば良いかなという風に考えております。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。大沼議員。

○3番（大沼恒雄議員）29年の6月に児童福祉法の一部を改正する法律が成立されているんですね。それを持って、これをどうやって推進していくかという事で、この新しい社会的養育ビジョンというのが発表なってます。これ現実的に本当に何十頁もなるんですけども、ただ、今、町の方で出されている養育支援の訪問事業っていうのは、先程聞いていたんですけども、家事とかね、そういったものに対する一部の問題。これは現状的に生活が出来ている親がちゃんとしていて、生活が出来ている子ども。その中でも、不安があると、サポートするという事業の一部だと思うんですね。これは社会的養護の中でも位置付けているものだと思います。ただ、僕が言いたいのは、沼田には居ないかもしれないけれど、親が家庭放棄して、養護施設は沼田には無いんだけど、養護出来る、養護して養育できるそういった形。そうすれば、例えば、里親が沼田にいるかいらないか。乳児院とかそういった関係かも知れないんだけど、都道府県だけに任せないで、市町村がこれから率先してそういった子どもの命を守って行く。そういった考え方が必要でないかと。施策とか、ビジョンだとか、そういったものばかりに惑わされても困るんですけども、考え方として、子どもの命を沼田の子ども達も含めて、日本の子ども達をうちの町が守ってあげるぞという位の気持の中での考え方をこれからは持って頂けないでしょうかという事なんです。ちょっとその辺については、やるやらないは別にしても、そういった考え方はありますか。

○町長（金平嘉則町長）詳しくそこまで勉強してませんが、精神的には必要だと思います。ですから、どういう形でやるかはここではお答えできませんけども、私共も担当と含めてですね、この問題にどう対応するかは含めてですね、検討する時間を頂ければと思いますけども、精神的には必要な事だという風に認識しております。

○3番（大沼恒雄議員）ありがとうございます。

○議長（渡邊敏昭議長）宜しいですか。それでは、一般質問が終わりましたので、ここで、もう一度暫時休憩を取りたいと思います。左側の時計で3時35分まで休憩と致します。

15時25分 休憩

15時35分 再開

（一 般 議 案）

○議長（渡邊敏昭議長）それでは再開致します。日程第9。議案第57号。北空知衛生センター組合規約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（嶋田英樹課長）議案第57号。北空知衛生センター組合規約について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北空知衛生センター組合規約を次のように制定する。平成30年9月13日提出。町長名でございます。以下、組合規約の朗読を省略し提案理由を説明致します。本規約では、これまで一部事務組合、北空知葬祭組合で実施していた事業を平成31年4月1日から一部事務組合、北空知衛生センター組合が実施する事とする事に加えて、火葬に関する事務について、沼田町が加入する事を規約の中で定めるものであります。また、加えて、火葬に関する経費において、新たな施設建設に要する経費負担の割合を均等割10%。前年度9月末日の住民基本台帳割を90%。それ以外の経費の負担割合を前年度の9月末日の住民基本台帳割として定まるものであります。他、議員の定数、また、各町長の議会における役割等を定めたものであります。以上、提案理由の説明とさせて頂き、ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について、採決致します。お諮りいたします。議案第57号は原案のとおり決する事にご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第10。議案第58号。平成30年度沼田町一般会計

補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）議案第58号。平成30年度沼田町一般会計補正予算について。平成30年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成30年9月13日提出、町長名でございます。別冊の平成30年度沼田町一般会計補正予算第5号1頁をお開き願いたいと思います。平成30年度沼田町一般会計補正予算第5号。平成30年度沼田町の一般会計の補正予算第5号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,045万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億3,156万4千円と定める。2項省略致します。平成30年9月13日提出、町長名でございます。10頁をお開き願いたいと思います。10頁歳出でございます。

2款総務費1項1目一般管理費につきましても、13節委託料90万8千円、会計年度任用職員制度導入例規整備支援業務の計上でございます。地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、平成32年4月より施行される会計年度任用職員制度の運用に向け準備をする臨時職員、行政職員の賃金・報酬の実態把握、制度検討と併せて関連する条例、規則等の洗い出しを委託するものでございます。6目財産管理費13節委託料18万5千円は町有地の売却等に向けた分筆委託料の増額でございます。9目企画費は財源異動でございます。14目自動車学校費6万8千円の計上につきましても、3月24日に発生致しました盗難事件における施設被害、自動ドア窓ガラスの破損修理費6万8千円を指定管理料として計上するものであり、この財源と致しまして70%の額、4万6千円を公有建物災害共済から諸収入として計上致してございます。15目自動車管理費につきましても、節予算の組み替えであり、臨時バス運行において町雇用の臨時職員での対応可能件数が増えた事による委託料からの組み換えでございます。17目スコーレセンター費、施設管理業務委託料。45万6千円の増額につきましても、融雪期の施設屋根雪庇の落下により、窓ガラス及び壁などが破損し、これらの修理費を増額計上したものでございます。なお、この財源といたしまして、増額を公有建物災害共済から諸収入として計上致してございます。11頁をお開き願います。24目ふるさと応援費は予算の組み換えでございます。この組み換え予算は昨年4月にふるさと納税返礼品に対する総務省通知、いわゆる商品券など、金銭類似性の高いもの、返礼品割合3割を超えるものなどの見直し通知を受け、また併せて、今年4月に総務大臣名にて地方自治法に基づく、技術的な助言を受けた事により、従来まで8節報償費に品代、箱代、手間代等を含めて一括して予算化しておりましたが、今後は品代以外を手数料として予算化し、返礼品の調達率を3割以内に抑え取り組む物でございます。

4項選挙費1目選挙管理委員会費1万9千円の増額補正は、来年執行の地方統一選に向け、担当職員の事務習熟を図る為の研修会出席旅費での計上でございます。5

項統計調査費 1 目統計調査費 8 千円の増は、道からの調査委託金の決定を受け、歳出予算を補正するものでございます。3 款民生費 1 項 1 目社会福祉総務費 1 9 節負担金補助及び交付金 2 万 4 千円。民生児童委員活動費の増額であり、北海道の要綱改正に伴います増額で、増額が財源措置されております。1 2 頁をお開き願いたいと思います。2 3 節償還金利子及び割引料 1 0 万 1 千円の補正計上につきましては、平成 2 9 年度臨時福祉給付金事業等返還金であり、給付金交付に掛かります事務費補助金の実績確定に伴います返還金の計上でございます。4 目障がい者福祉費 2 3 節償還金利子及び割引料 2 0 4 万 8 千円の補正計上につきましては、平成 2 9 年度の障がい者の方々が利用する施設入所等の自立支援給付費返還金 1 7 4 万円と育成医療厚生医療等の障がい者医療返還金 2 7 万 3 千円は、各対象事業実績による返還金であり、障がい者総合支援事業費返還金 3 万 5 千円は、法改正等に伴いますシステム改修補助金の返還金の計上でございます。5 目国民年金費 9 7 万 5 千円の増額補正は保険料免除、学生納付特例などの制度改正に伴いますシステム改修の計上であり、同額が財源措置されてございます。8 目健康福祉総合センター費 1 8 節備品購入費 9 万円の計上でございますが、ふれあいで使用しております洗濯機、乳幼児健診等のバスタオルなどを洗濯するものでございますが、購入から 2 1 年が経過し、経年と思われる不具合が発生し、部品の製造も終了していることから、新たに購入するものでございます。1 3 頁をお開き願いたいと思います。2 項児童福祉費 2 目子育て支援費 1 3 節養育支援訪問事業委託料 4 4 万 6 千円。新規事業の計上でございます。近年保護者の養育力の低下と思われる家庭が見受けられ、子どもの安全確保、健やかな育成が危ぶまれる状況から、専門職による支援を検討し、育児家事などの日常生活を支援する事業費の計上であり、財源につきましては国費道費各々 3 分の 1 を計上してございます。2 3 節償還金利子及び割引料 9 7 万 5 千円の計上につきましては、平成 2 9 年度の補助金の精算金でございます。子ども子育て支援交付金の返還金は、こども園での一時保育事業、障がい児入所給付等返還金は、障害を持つ子どもの相談支援業務など、事業実績に伴います返還金の計上でございます。3 目子育て医療費 1 2 節役務費 7 万 4 千円の補正計上につきましては、本年 8 月より、レセプトの併用化による乳幼児及び児童医療費と中学生医療費助成事業に係る手数料の計上であり、2 0 節扶助費 1 5 4 万円の増額計上は、乳幼児及び児童医療費と中学生医療費助成の 7 月までの実績が当初予算積算時より多く執行されている事から、年度末までの所要額を推計し、増額計上するものでございます。1 4 頁をお開き願います。4 款衛生費 1 項 5 目母子保健費 2 3 節償還金利子及び割引料 4 万 6 千円につきましては、平成 2 9 年度子ども・子育て支援事業乳幼児家庭全戸訪問養育支援訪問事業の実績による返還金の計上でございます。6 目環境衛生費は節予算の組み換えでございまして、火葬取扱人が 1 1 月まで病気休暇となる事から

共済費、賃金を減額し同額を14節使用料及び賃借料に組換え、北空知葬祭組合への施設使用料として計上するものでございます。8目沼田厚生クリニック運営費19節負担金補助及び交付金5,546万1千円の計上につきましては、行政報告にも記載しておりますが、指定管理に関する基本協定に基づきます平成29年度の沼田厚生クリニック損出助成でございます。15頁をお開き願います。6款農林水産業費1項9目農産加工場製造費11節需用費32万4千円は修繕料であり、室内換気扇用のフィルターの交換、15節工事請負費71万3千円は、新たに受注致しますプライベート商品製造に電気容量が不足となる事から、電気設備の増設工事費。16節原材料費425万1千円は、同じくプライベート商品を加工製造に要する経費の計上でございます。11目沼田ダム施設管理事業費496万8千円。堆砂測量業務の計上でございます。堆砂測量業務は沼田ダムとの管理規定で3年に1度と定められており、前回の測定は平成28年で定時の測定でございませませんが、流入量が超えたことにより、臨時的に調査する事となつてございまして、7月3日の大雨により基準値を超えた事により、臨時的に実施するものでございます。8款土木費5項1目住宅管理費143万6千円。これにつきましては、緑町公住59棟改修工事の増額補正でございますが、予算積算時より資材費、労務単価の上昇により増額するものでございます。16頁をお開き願いたいと思います。9款消防費1項2目防災費11節需用費41万4千円の修繕料の増額補正でございます。防災無線個別受信機の電波の弱い北竜2地区で新築があり、アンテナ及び受信柱の移設に要する経費の計上でございます。10款教育費1項4目教員住宅管理費15節工事請負費71万3千円の計上は本通6丁目の小学校校長教頭住宅地先の排水トラフの整備工事でございますが、この教員住宅地先の地盤が周囲より高い為、雨水が隣接地に流れ込む事からトラフを整備するものでございます。18節備品購入費8万9千円の計上につきましては、西町1棟4戸の住宅のうち1棟でガス給湯器に不具合を起こしている事から取り替えるものでございます。2項小学校費2目教育振興費は予算の組み換えでございます。3項中学校費2目教育振興費17万4千円の増額補正は、17頁をお開き願いたいと思いますが、19節負担金補助及び交付金、中体連補助金で全道大会に陸上、卓球部が出場した事により選手等の旅費を増額するものでございます。4項社会教育費4目化石体験館費10万円の増額補正でございますが、化石体験館は開館10周年を迎え、オープン時より入館が好調であり、体験館内に提供致します発掘体験に使用する消耗品の購入費の増額でございます。5項保健体育費4目スキー場管理費7節賃金9万4千円の減額につきましては、ロッジ内の清掃業務として賃金を計上していたところでございますが、13節委託料と組み替えて減額するものでございます。11節需用費、修繕料60万円の増額は、圧雪車の液晶メーター、リフトのワイヤ脱索の検知器、策輪等リフトの安全運行に要す

る修繕料の増額。13節委託料68万5千円は、食堂運営等委託料の増であり、7節で計上致しておりました清掃業務を含め近年の運営状況を考慮し、引き続き安定的に運営頂けるよう計上するものでございます。15節工事請負費43万2千円は、駐車場の路盤整備工事費の計上でございます。11款公債費は財源異動でございます。18頁をお開き願いたいと思います。12款諸支出金1項4目振興基金費25節積立金196万8千円の補正計上につきましては、本通2丁目で貸し付けておりました町有地を売却し、この販売収入を振興基金として積み立てるものでございます。13款職員費につきましては、財源異動のみでございます。7頁にお戻り願いたいと思います。7頁歳入でございますけれども、11款地方交付税1項1目地方交付税569万9千円を増額補正するものでございますが、今回提案しております最終予算に特定財源を充当してもなお、不足する額569万9千円を増額して、収支の均衡を図った物でございます。13款分担金及び負担金2項2目農林水産業費負担金362万4千円を増額補正は、6款農林水産業費で申しあげました沼田ダムの堆砂測量業務に関わります企業団と1市3町の負担金収入の計上でございます。14款使用料及び手数料1項5目教育使用料10万円は、化石体験館の使用料の増であり、15款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金29万2千円は、平成29年度こども園入園児に対する国庫負担金の不足分を追加交付を受けるものでございます。8頁をお開き願いたいと思います。2項2目民生費国庫補助金14万8千円を増額でございますが、歳出3款民生費でご説明申しあげました新たに取り組みます養育力の低下の見受けられる家庭への支援事業でございますが、養育支援訪問事業の財源として、3分の1の額を国費として計上してございます。5目土木費国庫補助金35万6千円。社会資本整備総合交付金の補正は、歳出8款土木費でご説明申しあげました緑町公住の改修整備費増に対する財源の計上でございます。3項委託金2目民生費委託金97万5千円。国民年金事務費委託金の補正増は、歳出3款民生費5目国民年金費でご説明申しあげました国民年金システム改修に掛かります財源でございます。歳出額と同額を計上致してございます。16款道支出金1項1目民生費道負担金1節社会福祉負担金2万4千円は、民生児童委員活動費の負担金の増であり、歳出と同額の計上でございます。5節児童保護費負担金13万4千円につきましては、国費でも同様の説明を申しあげましたが、平成29年度のこども園入園児に対する道負担金の不足分を追加交付を受けるものでございます。2項道補助金2目民生費補助金14万8千円。子ども子育て支援交付金の増は国費と同様でございます。3項1委託金1目総務費委託金4節統計調査委託料増8千円につきましては交付決定に伴います増額計上でございます。9頁をお開き願います。17款財産収入2項1目不動産収入1節土地建物売払収入196万8千円は、歳出でもご説明申しあげましたが、本通2丁目の町有地土地売払い収入でございます。3目生産

物売払収入760万3千円の増は、農産加工品売払収入でございます。19款繰入金1項3目ふるさとづくり基金繰入金316万円の増は、歳出3款民生費2項3目子育て医療費でご説明申し上げました医療費増加に要するものと10款教育費5項4目スキー場管理費での増額分をふるさとづくり基金を増額する事として計上してございます。15目地域医療確保安定化基金繰入金5,546万1千円につきましては、クリニックの損出助成金の財源として計上致してございます。21款諸収入4項5目雑入75万2千円の計上は、建物共済で50万2千円。市町村振興協会助成金は歳出で財源異動の為、説明は割愛致しましたが、2款総務費9目企画費で当初予算で議決頂いております空知地域創生協議会負担金50万円。北海道の空知魅力発信事業に対する助成金の交付決定を受け、計上するものでございます。以上を申し上げまして、提案説明とさせていただきます。ご審議の程、宜しくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。鵜野議員。

○7番（鵜野範之議員）7番。鵜野です。11頁のふるさと応援費の関係について、この関係については町長に答弁していただきたいなという風に思っております。今、総務省とかマスコミで話題になって、ある町では、アイパットを標品にしてるだとか、ある町では、旅行券、非常に返礼率が高くて、注意されて今後こういった事が出来なくなるよという様なかつこの中で話題になっている訳なんですけども、このセットの変更というのは、結局は、多かれ少なかれ、3分の1を超えた分がこの6千500万なのかなという風に、今、見させて貰ったんですけども、周りの状況を見るとやはりあの、ここら辺の商品というか返礼品というのは、米地帯なんで、米が中心なのかなという風に思ってますし、ある町では、1万円の返礼が15kgのコメもやっている。これやっぱり、6割7割以上の返礼をしているし、それをまともに沼田町だけが3,000円の商品の返礼だけでやると、やはり3億以上のやっぱり寄付も集まらないんだろうなという風に思ってますし、米で5,000円以内っていうのも今、非常に厳しい時代なんだろうっていう風にこう見ているんですよ、苦肉の策が、こういう事なのかなという風に思うんですけども、やはりやっぱりある程度どっかで、基本に立ち戻る時があるのかなという風に思うんですけども、内容がどうなのか違うんだったら違うで、良いんですけども、例えば近隣の町村の町長と話をしながら、あまりにも15kgはどうなのっていう横並びの線で、8kgが良いのか5kgが良いのか、ある程度そう言った申し合せをしながら、ある程度その返礼品を上げて行く状況っていうのは、やっぱりどっかで押さえながら、工夫しながら、ふるさと納税の寄付を集めて行く様なスタイルが本来ではないかな

という風に思うんですけども、そこら辺の考え方を町長にお伺いしたいなと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）町長、宜しいですか。

○町長（金平嘉則町長）はい。直接に他の町の町長とこの事について話した事はございません。ですから、担当者の方で、各町の情報を取って、今回の措置にしたと思いますのでということで。今後とも、だから、何とか、今回の発表でもね、厳しくやると状況ですので、他の町も色んな事で考えていると言う風に思いますけども、はい。

○議長（渡邊敏昭議長）総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）今程の質問ですが、基本的に総務省の通知、特にこの今月の頭でしたかね、寄付控除を出さないという話を出て来ておりますし、その様な状況もありますが、基本的には、この寄付の話が出る前に変えるという様な事で、前段説明申し上げました去年の4月からの通知、今年4月に技術的指導という様な事もありました。これらを受けての取り組みでございまして、本町の取り組みと致しましては、基本的に大きく変わるものではないと思っております。説明申し上げましたが、前段、品代と手間代と言う部分も含めて、言ってみれば、箱代も含めてという事で、一括して報償費の中でも組んでおりましたが、それを品代と手間代を分けるという事で、基本的な考え方は3割を守ると言う方向で行きます。基本的には、町の取り組みは変わらない。変わらずやって行く。予算の組み方を変えたと言うところでご理解願えればなと思っております。それと後、隣町等でも、15kgの町があったり、特に全国的には米の多い所では20kg出してる町もあります。正直言って20kgも出すと、基本的にまったく耗も、耗と言う表現は適切じゃないかもしれませんが、ないのかなと思います。しかしながら、その辺の動きは昨年、一昨年からありました。その中で、我が町は、10kg、自信のある米を10kgと言う事で、ずっと貫いてきた中で、幸い昨年までも少しずつですが、伸びてきてまして、3億円、昨年超えました。今、現在、どうなのかと言う部分も気にされる部分も多いかと思いますが、8月末現在で、昨年より400万多い状態で上手く行ってます。ですんで今後、これからが俗に言うふるさと納税の申し込みの多い時期になりますが、これから、今回の動きを受けて、どんな動きになってくるか私たちも注視をしていきたいと思っておりますし、基本的には、あまり各町の動きを見て、慌てないで、しっかりと従来通り10kgの米を出していく。15kg出したい町は、ある意味、堂々とは言いませんけど、それは町の考え方ですんで、あまり我が町沼田町として、焦ることなく、淡々としっかりと取り組んでまいりたいと言うのが基本姿勢でございます。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。鵜野議員。

○7番（鵜野範之議員）なるべく、今の姿勢の中で、やってもらいたいと思うし、後、ふるさと納税を沢山してもらおう為には、色んな頭を使って、知恵を使いながら、寄付者に理解をしてもらおう様な方法も沢山あると思うんで、そういった中で、どんどん寄付してもらおう様な格好で、後、総務省の通達、新聞にも昨日載っていて、そういった中で胸を張って行けるような体制でやってほしいなという風に思います。以上です。

○議長（渡邊敏昭議長）宜しいですか。他、質疑ありませんか。はい。高田議員。

○1番（高田勲議員）1番の高田です。農産加工場製造費についてちょっとご質問させて頂きたいという風に思いますが、何か新しい委託生産と言うのですか、そういう道が開けて、工事請負費で71万3千円と、後、16節の原材料費で合計で420万程、計上されてますが、これは16節も含めて、全部新規の委託の部分に係るものなのか、財源自体見ると売払い収入を充てていますんでね、何の文句も当てる所はないんですが、後、聞くところによると、意外と暇な時期にやらしてもらえる仕事の様で凄く良いなという風に思っているんですが、継続して受注も頂けるのかっていう見込みも合わせて分かりましたらお答え頂きたいと思います。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。

○農業商工課長（横山茂課長）今のご質問に関しまして、回答させていただきます。まず1点目の新規の受注かという事で、新たに受注が出来た商品でございます。ジュースでございます。このジュースの製造については、今程ご質問にあった様に、暇な時期と言うか、冬場でも製造が出来る。そんな状況で考えておりますし、今後においても、引き続き受注出来る物という風に思っております。以上です。

○1番（高田勲議員）良いです。

○議長（渡邊敏昭議長）宜しいですか。他、質疑ありませんか。宜しいですか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）他に質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第58号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第11。議案第59号。平成30年度沼田町国民健康

保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）議案第59号。平成30年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。平成30年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成30年9月13日提出、町長名でございます。別冊の平成30年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算第2号1頁をお開き頂きたいと思っております。平成30年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算第2号。平成30年度沼田町の国民健康保険特別会計の補正予算第2号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,662万8千円と定める。2項省略致します。平成30年9月13日提出、町長名でございます。歳出から説明致します。8頁をお開き願います。2款1項保険給付費5目葬祭諸費15万円の増額につきましては、当初予算において1件3万円の5件分を計上したのですが、今年度既に4件の支出がありまして、予算の不足が想定される事から更に5件分を増額補正するものでございます。その下、7款1項1目基金積立金850万1千円の増額につきましては、基金積立金につきましては、昨年度収入しました療養給付費等負担金などの返還が生じた場合に対応する事として、6月に補正増としておりましたが、次の8款で説明致しますが、負担金等の返還金が生じた為、この基金積立金を減額し、償還金の財源に充てるものでございます。次の頁9頁をお開き下さい。8款諸支出金1項償還金及び還付加算金4目療養給付費等負担金償還金676万7千円の増額です。昨年度29年度に収入致しました国庫負担金の療養給付費等負担金の実績に伴い超過交付により、返還が生じる事から、増額補正するものです。5目療養給付費等交付金償還金167万9千円の増額ですが、昨年度収入致しました退職者医療に係る交付金の超過交付による返還額確定の為、増額補正するものです。6目特定健診検査等負担金償還金5万5千円の増額ですが、こちらも昨年度実施致しました事業実績に基づき、昨年度、国庫負担金及び道負担金の超過収入により返還が生じる事から、不足額を増額補正するものです。続きまして、歳入について説明致します。7頁をお開き頂きたいと思っております。2款道支出金1項道補助金1目保険給付費等交付金15万円の増額ですが、歳出の保険給付費の同額を保険給付費等交付金に見込み、15万円を増額補正するものです。以上、説明とさせていただきます。ご審議の程、宜しく願います。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に

入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第59号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第12。議案第60号。平成30年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（黒田美和課長）議案第60号。平成30年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算について。平成30年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成30年9月13日提出、町長名でございます。別冊の平成30年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号1頁をお開き頂きたいと思っております。平成30年度沼田町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号。平成30年度沼田町の後期高齢者医療特別会計の補正予算第2号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,374万2千円と定める。2項省略致します。平成30年9月13日提出、町長名でございます。

(「説明省略」の声あり)

宜しくご審議の程、宜しくお願ひします。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第60号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

(人 事 案 件)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第13。同意第2号。農業委員会委員の任命についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（金平嘉則町長）同意第2号。農業委員会の任命につき、議会の意見を求める事について、現農業委員であります辻廣治氏から健康上の理由から平成30年9月30日をもって辞任したい旨の申し出がありましたので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によって、議会の同意を求めるものであります。記といたしまして、新たに推薦する方は、住所、沼田町南1条7丁目6番9号。氏名、小峯康則氏。生年月日、昭和28年2月20日生まれ、65歳。小峯氏につきましては、昭和49年3月、北海道立沼田高等学校を卒業され、同年4月に当時の沼田町農業協同組合に奉職され、平成25年3月に北いぶき農業協同組合共済事業部長として退職、その間、皆様ご存知のとおり農協職員として営農共済等歴任され、地域における農地の利用に関しても、造詣が深い方であります。識見、人格等、正に適しておりますので、ご提案申し上げます。平成30年9月13日提出。沼田町長名です。宜しくお願い申し上げます。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。お諮り致します。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案の質疑、討論は省略する事に決しました。本案について採決致します。お諮り致します。同意第2号は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第14。同意第3号。教育委員会委員の任命についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（金平嘉則町長）同意第3号。教育委員会委員の任命でございますけども、現委員であります青木健治氏の任期が平成30年10月17日でありますので、その後任として下記の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によって議会の同意を求めるものであります。現委員であります青木健治氏につきましては、平成23年7月から委員をなさっております、現在2期目であり、教育委員として最も適任と認め、引き続きお願いをしたいという事でご提案申し上げます。記と致しまして、住所、沼田町字恵比島104番地66。氏名、青木健治。生年月日は昭和37年3月1日生まれ56

歳であります。平成30年9月13日提出、沼田町長名でございます。宜しくご審議をお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。お諮り致します。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案の質疑、討論は省略する事に決しました。本案について採決致します。お諮り致します。同意第3号は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は同意することに決しました。

（陳情の審議）

○議長（渡邊敏昭議長）日程第15。陳情第2号。林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書提出を求める陳情についてを議題と致します。本陳情については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、陳情第2号は、委員会付託を省略する事に決しました。直ちに審議に入ります。お諮りいたします。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「なし」の声）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略する事に決しました。お諮りいたします。陳情第2号は、採択すべきものとして、決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本陳情は採択すべきものと決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第16。陳情第3号。臓器移植の環境整備を求める意見書提出をもとめる陳情についてを議題と致します。本陳情については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、陳情第3号は、委員会付

託を省略する事に決しました。直ちに審議に入ります。お諮りいたします。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「なし」の声)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって説明、質疑、討論を省略する事に決しました。お諮りいたします。陳情第3号は、採択すべきものとして、決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本陳情は採択すべきものと決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第17。閉会中の所管事務調査の申出について（総務民教常任委員会）を議題と致します。お諮り致します。本件は、総務民教常任委員会から調査終了までの閉会中の所管事務調査の申出であります。この際、説明を省略し許可する事にご異議ありませんか。

(「なし」の声)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本件は、許可する事に決しました。ここで、暫時休憩を致します。

16時16分 休憩

16時17分 再開

(日 程 の 追 加)

○議長（渡邊敏昭議長）議事日程の追加についてお諮り致します。只今、町長より議案3件と、事務局より先程、採択されました陳情に伴う意見書案2件が追加案件として提出されました。この際、これを日程に追加したいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、議案第61号。土地改良事業の実施について。議案第62号。平成30年度沼田町一般会計補正予算について。議案第63号。平成30年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について。意見案第2号。林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）について。意見案第3号。臓器移植の環境整備を求める意見書（案）について。以上5件を日程に追加する事に決しました。日程第18。議案第61号。土地改良事業の実施についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。農業商工課長。

○農業商工課長（横山茂課長）はい。議案第61号。土地改良事業の実施について、

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項の規定において準用する。同法第87条の5第1項の規定により、次のとおり土地改良事業を実施する。平成30年9月13日提出。町長名であります。1 災害の名称。平成30年7月2日から5日の豪雨による災害。2 事業内容。ご覧のとおりでございます。提案の主旨につきまして、ご説明申し上げます。7月2日からの大豪雨災害により、町内4地区で農地被害を受け、これらの復旧を早急に行う必要があります。査定前着工届の申請を行い、9月4日付で国の承認を得て、事業費の予定額総額1,350万6千円がまとまったところであります。災害復旧に係る土地改良の実施につきましては、土地改良法第96条の4第1項において準用する同法第87条の5第1項の規定において、議会の議決を得て、応急工事計画を定め、事業を実施する事と定められております事から議会の議決を得ようとするものでございます。以上が提案理由でございます。よろしくご審議の程、議決頂きますようお願い申し上げます。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第61号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。日程第19。議案第62号。平成30年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（菅原秀史課長）はい。議案第62号。平成30年度沼田町一般会計補正予算について。平成30年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成30年9月13日提出。町長名でございます。別冊の平成30年度沼田町一般会計補正予算（第6号）1頁をお開き願いたいと思います。平成30年度沼田町一般会計補正予算（第6号）。平成30年度沼田町の一般会計の補正予算第6号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,758万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億4,914万9千円と定める。2項を省略致します。平成30年9月13日提出。町長名でございます。今回、追加提案の補正予算につきましては、7月3日の大雨洪水災害の復旧事業費が確定した事から、農地などを復旧する為の道費

を活用する復旧工事費の計上と、補助を受ける事の出来ない小規模災害に対し、町独自事業として施工する沼田町農業用施設小規模災害復旧事業支援補助金を提案するのでございます。7頁をお開き願いたいと思います。7頁歳出から説明させていただきます。14款災害復旧費1項農林水産業費施設災害復旧費1目農業用施設災害復旧費1,758万5千円の増額補正でございます。15節工事請負費1,350万6千円は、8月6日の臨時会補正4号で議決頂きました調査設計業務委託料をもって執行致しました被災規模の大きかった4経営体の災害復旧工事費表土流出土砂堆積畦畔流出の復旧工事費の計上であり、8月6日時点では、本定例会前に災害査定を受ける予定ではございましたが、西日本の災害により災害査定が9月20日以降となります事から、本事業費をもって、査定を受ける事としてございます。19節負担金補助及び交付金407万9千円の計上でございます。前段申し上げました道費の災害復旧事業として採択の受ける事の出来ない小規模被災農用地などの復旧に要する経費を町独自事業として、支援するものでございまして、申請のあった11経営体に対し、聖地や畦畔の復旧など、事業費の2分の1の額を計上するものでございます。6頁にお戻り願いたいと思います。6頁歳入でございます。11款地方交付税1項1目地方交付税。増額補正であります。歳出でご説明申し上げました補正額に特定財源を充当しても、なお不足する額、407万9千円を増額し収支の均衡を図ったものでございます。13款分担金及び負担金1項2目災害復旧費分担金67万6千円の計上でございますが、歳出で申し上げました農地災害復旧工事費1,350万6千円の5%の額を受益であります4経営体より負担願うものであります。16款道支出金2項5目災害復旧費道補助金1,283万円の計上は工事請負費1,350万6千円の95%の額を農地農業施設災害復旧事業補助金として計上するものでございます。以上を申し上げまして、提案説明とさせていただきます。ご審議の程、宜しく申し上げます。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

○3番（大沼恒雄議員）聞いても良いですか。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。大沼議員。

○3番（大沼恒雄議員）4経営体、融資経営体、1,758万5千円。分かって、場所も分かったんだけど、例えば、地先、どこの誰の土地を、例えば直すのか、誰の田んぼを直すのか、聞いたら悪いもんではないですか。教えて下さい。個人情報か何かによるのであれば、後で教えてくれるんでも良いし。

○議長（渡邊敏昭議長）はい。

○課長（横山茂課長）個人情報と言うのもあるんで、後ほど、あれでしたら。

○3番（大沼恒雄議員）分かりました。はい。

○議長（渡邊敏昭議長）他に質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）他に質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第62号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。日程第20。議案第63号。平成30年度養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。和風園園長。

○和風園園長（安念昌典園長）議案第63号。平成30年度養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成30年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成30年9月13日提出。町長名でございます。別冊の沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算第2号の1頁をお開き下さい。平成30年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算第2号。平成30年度沼田町の養護老人ホーム特別会計補正予算第2号は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,940万2千円と定める。2項については省略させていただきます。第2条。債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正による。平成30年9月13日提出。町長名でございます。5頁の下段の歳出をお開き願いたいと思います。今回の補正につきましては、平成20年購入の軽の福祉車両が先般9月1日の地域訪問活動の際に介護職員が、帰り際エンジンの異変を感じまして、業者に出したところ、エンジンの不調、それから14万kmを突破している事から、様々な部品の不良箇所もあります。そういった中で、新たに今回使用頻度も高いものですから、購入させていただきたく、補正提案させて頂いたものでございます。2款事業費1項1目事業費でございます。12節役務費におきましては、登録費用ですとか、リサイクル料などの手数料、それから自動車損害保険料、23節償還金利子及び割引料につきましては、備考資金組合への利息利子でございます。27節公課費につきましては、1万円となつてございまして、自動車重量税でございます。合わせて10万8千円を増額するものでございます。今しがた言いましたが、購入に関しましては、備考資金組合より借入れ、購入したいと考えてございます。5頁上段歳入についてですけれども、1款分担金及び負担金1項負担金1目老人福祉費負担金、これにつきましては10万8千円の財源とする為に生活費を増額し

10万8千円を増額してございます。続いて、2頁下段をお開き下さい。第2表債務負担行為補正。追加事項。備考資金組合からの車両譲受費（福祉車両）、期間、平成31年度から平成34年度まで、限度額227万1千円となっております。以上で、説明とさせていただきます。ご審議の程、宜しく申し上げます。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第63号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

（意見案の審議）

○議長（渡邊敏昭議長）日程第21。意見案第2号。林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明・質疑・討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、説明・質疑・討論を省略することに決しました。お諮り致します。本案は原案どおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり関係機関に提出することに決しました。日程第22。意見案第3号。臓器移植の環境整備を求める意見書（案）についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明・質疑・討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、説明・質疑・討論を省略することに決しました。お諮り致します。本案は原案のとおり関係機関に提出する

ことに決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり関係機関に提出することに決しました。

(閉 会 宣 言)

○議長（渡邊敏昭議長）以上で、本定例会に付議された案件は、全て終了いたしました。これにて平成30年第3回沼田町議会定例会を閉会いたします。ご苦勞様でした。

16時32分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

渡邊敏昭

署名議員

鴈町範文

署名議員

長原 誠